

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和元年12月12日（第8日目）

議 長（佐藤孝悟君）

おはようございます。

ただいまから令和元年平泉町議会定例会12月会議、8日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、総務教民常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この件について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

7番、総務教民常任委員長、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

7番、升沢です。

おはようございます。

それでは、閉会中の継続調査の申し出について申し上げます。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

総務教民常任委員会委員長、升沢博子。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

記。

1、事件、総務教民常任委員会所管にかかる調査について。

（1）魅力ある子育て支援について。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

ただいま総務教民常任委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続調査の申し

出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第2、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

10番、産業建設常任委員長、千葉勝男議員。

10番(千葉勝男君)

おはようございます。

産業建設常任委員会の継続調査の申し出を行います。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

産業建設常任委員会委員長、千葉勝男であります。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

記。

1、事件、産業建設常任委員会所管にかかる調査について。

(1) 社会基盤整備について。

(2) 農業振興策について。

(3) 観光振興策について。

以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

議長(佐藤孝悟君)

ただいま産業建設常任委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第3、請願第3号、私学教育を充実・発展させるための請願を議題とします。

この請願について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

7番、総務教民常任委員長、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

7番、升沢です。

それでは、報告を申し上げます。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

総務教民常任委員会委員長、升沢博子。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。

受理番号3号。

付託年月日、令和元年12月5日。

件名、私学教育を充実・発展させるための請願。

審査の結果は、採択すべきものとなりましたので、ご報告申し上げます。

以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で、総務教民常任委員長の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから請願第3号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議 長（佐藤孝悟君）

起立多数です。

したがって、請願第3号は採択することに決定しました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第4、議案第54号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

おはようございます。

それでは、上程議案の補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第54号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の補足説明をさせていただきます。

この条例は、今年度、国におきまして、成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定されている成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うことに基づく措置が行われたところでございます。

内容といたしましては、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに、所要の整備を図ろうとするものでございます。

それでは、議案第54号、参考資料、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の新旧対照表1ページ、第1条関係から、4ページ、第5条関係までを参考に説明をいたします。

参考資料1ページをお開きください。

第1条では、平泉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正でございまして、第2条第2項第2号の「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改めようとするものでございます。

次に、参考資料1ページの裏をお開きください。

第2条では、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正でございまして、第5条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改めようとするものでございます。これは今回の法改正に伴い、地方公務員に規定してございます競争試験もしくは選考を受けることができるものの欠格事由から、成年被後見人または被補佐人が削られることに伴うものでございます。

次に、参考資料2ページをお開きいただきたいと思います。

第3条では、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、第19条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。第19条中の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

次に、参考資料2ページの裏でございまして。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第24条第8項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項規定により失職し」を削り、「第19条第1項」を「同項」に改めようとするものでございます。

次に、参考資料3ページの裏をお開きください。

第4条では、平泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございまして、第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改めようとするものでございます。

次に、議案書1ページの裏と参考資料4ページをお開きください。

第5条では、平泉町消防団条例の一部改正でございまして、第5条第1号を削り、同条第2号中「禁固」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、第6条第2項第1号中「第3号」を「第2号」に改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和元年12月14日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第5、議案第55号、平泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第55号、平泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の補足説明をさせていただきます。

この条例は、これまで臨時職員、非常勤職員の任用や勤務条件が法令上厳格に規定されていなかったことから、今回、臨時職員、非常勤職員の待遇改善と公務の能率的かつ適正な運営の推進を目的に制定しようとするものでございます。

まず、地方自治法において、職員の給与は条例でこれを定めなければならないとされてございます。これを給与条例主義と申します。

第1条は、その給与条例主義の根拠といたしまして、地方自治法と地方公務員法を掲げてございます。また、企業職員、これは平泉町の場合、建設水道課の水道事業会計に当てはまるわけでございますけれども、ここに勤める職員と現業の技能労務職員に関しましては、給与条例主義の根拠法令は、地方公務員法ではなく地方公営企業法で規定されてございますので、地方公営企業法をあわせて定めているところでございます。

第2条におきましては、会計年度任用職員の給与を定めておりまして、第1項では会計年度任用職員がフルタイムとパートタイムに分かれていることと、それぞれに支給される給与の内容を定めております。ここで給与の内容を定義することで、以降の給与計算の説明が行えることとなります。第2項では給与の支払いの方法を、第3項では公務上の費用弁償は給与に含まないことを定めております。

第3条は、フルタイム会計年度任用職員給与は一般職の給与条例第4条に規定する給料表を準用することを定めておりまして、このことで、今回の制度改正の目的の一つでございます一般職と同一労働同一賃金の原則を図ろうとするものでございます。

第4条でございます。第4条では、フルタイム会計年度任用職員の職務の級を定めておりまして、第1項では、その職種ごとの職務の程度に基づき1級2級に分類することと、その基準をこの条例の最後の表、第4条関係で規定することを定めております。

次に、議案書2ページの裏をお開きください。

第2項では、フルタイム会計年度任用職員の級の格付は前項の規定に従い、任命権者が決定することを定めております。

第5条は、フルタイム会計年度任用職員の号給の格付は基準に従い、任命権者が決定することを定めております。

第6条は、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給日は、一般職員の規定を準用することを定めております。

第7条から第11条はフルタイム会計年度任用職員の各種手当を定めておりまして、7条は通勤手当を、第8条は時間外勤務手当を。議案書3ページをお開きください。第9条は日直手当を、

第10条は夜間勤務手当を、第11条は休日勤務手当を定めており、これらの手当は一般職職員の規定を準用することを定めております。

次に、議案書3ページの裏をお開きください。

第12条は、こうした手当を毎月支給する際に、1円未満の端数が出た際は四捨五入することを定めております。

第13条はフルタイム会計年度任用職員の期末手当を定めておりまして、第1項では、任期が6カ月以上を目安にわたる者に対して支給することとされていることを踏まえ、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員を期末手当の支給対象とすることを、第2項では、同一会計年度内における任期を合算すると6月以上となる場合も対象とすることを、第3項では、前会計年度の任期と合算すると6月以上になる場合も対象とすることを定めております。

議案書4ページをお開きください。

第14条は、フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当を定めておりまして、一般職員の特殊勤務手当を準用することを定めております。

第15条は、フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額を定めておりまして、第1項では勤務1時間当たりの時間外勤務手当等を、第2項では、次の第16条に定める欠勤の際などに給料の支給を行うときに減額する時給額を定めております。

第16条は、祝日法の休日と年末年始の休日以外の日に有給休暇を使用せず、欠勤があった場合に、欠勤した時間に応じ前条の時給を支給しないことを定めております。

第17条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬を定めておりまして、第1項では月額で支給する場合について定めております。パートタイムは実際に勤務した時間において報酬が支給されますが、例外といたしまして、JETプログラムに参加している職員については月額報酬を支払っているところでございます。

次に、議案書4ページの裏をお開きください。

第2項では、基本的な計算方法を定めております。

第3項では、曜日によって勤務時間が異なるなど1週間当たりの勤務時間を定め、任命する場合の時給の算定方法を定めております。

第4項では、パートタイム会計年度任用職員の基本給の額は、フルタイム職員と同様に任命権者が決定することを定めております。

第18条は、パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬を定めておりまして、特殊勤務手当条例第2条に規定する業務に従事した場合、一般職と同じ基準で計算して得た額を支給することを定めております。

第19条は、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬を定めておりまして、第1項では、所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対しての報酬を支給することを定めております。

第2項では、前項で規定する報酬の額は、第25条で規定する報酬額に正規の労働時間を超えて勤務した区分の割合を乗じて得た額を支給することを定めております。

議案書 5 ページをお開きください。

第 3 項では、前 2 項の規定にかかわらず、週休日の振りかえ等により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき区分の割合を乗じて得た額を支給することを定めております。

次に、第 4 項では、月 60 時間を超えたとき、前各項の規定にかかわらず、勤務 1 時間当たりの報酬額に当該各号の定める割合を乗じて得た額を支給することを定めております。

第 20 条は、パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬を定めておりまして、休日勤務加算率を 25 から 50 % とし、細部につきましては規則で規定することを定めております。

次に、議案書 5 ページの裏をお開きください。

第 21 条は、パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬を定めておりまして、夜間勤務手当について、通常勤務時間と比して 25 % を加算することを定めております。

第 22 条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理を定めておりまして、報酬に小数点以下が出た場合、四捨五入することを定めております。

23 条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当を定めておりまして、6 カ月以上の任用のある者に支給するなど、フルタイム会計年度任用職員と同じ条件で定めております。

次に、議案書 6 ページをお開きください。

第 24 条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給を定めておりまして、パートタイム会計年度任用職員はフルタイム会計年度任用職員と異なり、その月の勤務実績に応じて報酬が支給されることとなるため、1 日から末日までの勤務実績に応じ翌月支給が基本になることを定めております。

第 25 条は、パートタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの報酬額を定めておりまして、第 17 条のフルタイム会計年度任用職員に関しての規定を準用することを定めております。

次に、議案書 6 ページの裏をお開きください。

第 26 条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬額の減額を定めておりまして、欠勤のあるパートタイム職員について報酬の減額を行うことを定めております。

第 27 条は、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償を定めておりまして、地方自治法第 203 条 2 によって、パートタイムの通勤費用は費用弁償として支払うことを定めております。

第 28 条は、パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償を定めておりまして、パートタイムの公務出張旅行に関する規定で、会計年度任用職員が公務のため出張を命ぜられることは余り想定されませんが、パートタイム会計年度任用職員は旅費としてではなく、地方自治法第 203 条の 2 第 3 項に基づき費用弁償として支払うことを定めております。

第 29 条は、会計年度任用職員の給与からの控除を定めておりまして、共済組合等の控除について定めたもので、これは給与の全額払い原則の例外をなすものであることから、地方公務員法第 25 条第 2 項により、会計年度任用職員の給与から控除する場合にはその旨を条例で規定しなければ

ばならないことから、今回定めております。

次に、議案書7ページをお開きください。

第30条は、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与を定めておりまして、総務省通知によりJETプログラムに参加している臨時職員が該当になるわけでございますけれども、総務省の方針で例外的に対応できるように定めております。

第31条は、会計年度任用単純労務職員の給与を定めておりまして、給与の支給の細部に関しましては、一般職と労務職で使用する規則が異なっていることから分けて定めております。

第32条は、休職者の給与を定めておりまして、職員の分限条例において休職者の給与は別に条例で定めるとされております。よって、職種ごとに休職中の給与に関して定める必要があることから、休職の処分を受けた者の給与は支給しないことを定めております。

第33条は、細部にわたる規定は規則に委任することを定めております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

4番、三枚山ですが、まず1つ、以前にもお聞きはしていたのですが、基本的には賛成できるものだと考えているわけですが、全ての階層とは言わないですね、段階でいろいろ俸給とかがあったりして年収としては多分上がると。大事なものは生活給になりますから、月額だと思ふのです。ここが下がらないというふうには聞いているわけですが、その辺をちょっと確認したいと。

それから、今回、全体として賃金が上がるというふうになりますから、その分の予算も必要になってくるわけですが、その必要枠というのはどのくらいというふうに想定されているのか、来年度以降ということになるわけですが、その点を。

それから、これパート、フルタイムとあって1時間当たりの時間給、さっき何条でしたか、ありましたが、その辺では時間当たりは幾らになるのかということ、この辺が。

それから、現在の非常勤の関係です。行政区長などは私人委託、それから業務委託、有償ボランティアなどというふうになっているのです。この辺は定まっているのかという点です。それで、いずれ行政区長は本当に各21行政区で町長のかわりのように頑張っていらっしゃるという中で、これまでとそういう点では立場が、新しい制度が決まれば変わっていくという中で、報酬とは関係なくても本当に一生懸命頑張ってきた方たちです。個人的には、それが何か業務委託とかとなるのは、私自身はどうも心情的に何か変だなという気がします。これは国の法律の問題でもあるという点ですが、その辺で十分な意見を聞きながら、あるいは説明という点ではどうい

ふうになっているのか、その辺で伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まずはじめに、今現在、臨時職員がもらっている月例額が下がらないのかというご質問でございます。

これにつきましては、この制度を制定する際に、今現在、臨時職員の方々ももらっている月例給を下回らないような形で設定しておりますので、これは下回ることはないというふうにご理解ください。

それから、今後の必要予算額でございましたけれども、これについては約3,300万ほどは必要であるかなというふうには、今現在想定しているところでございます。

それから、時間給でございます。時間給につきましては約952円となる予定でございます。

それから、行政区長さんの身分ということでございます。これにつきましては、確かにご指摘のとおりでございます。今までのような形の非常勤特別職という身分ではなくなるわけでございますので、いずれ、今現在考えているのは委託というようなことで考えてございます。それぞれ区長さん個人個人との委託契約を締結したいなというふうにご考えてございますので、委託契約書の中には、今までやっただいている区長さんをお願いしている内容、業務等もちろん記載されますし、それら行政運営をする際に重要な内容の方であることを記した内容の文書等の中での委託契約というふうな形でさせていただきたいというふうに思っております。

それから、制度改正の内容につきましては、12月25日に区長会議があるわけでございますけれども、今議会の状況を踏まえまして、12月会議の中で内容的には若干ご説明しておく必要があるというふうにご考えてございますので、その中で説明をしたいというふうにご考えてございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

最初の件は承知をしました。

それで1点、もう一つ、図書館の関係です。今、新しい社会教育施設に2年半後に移行していくということになるわけですが、そうすると、今、臨時の方が7人くらいいらっしゃると思うのですが、その辺はそうすると、来年度、新年度になったときに新しい制度の中で応募するという形になるのだろうとは思いますが、もちろん希望すればということですが。そういった場合に、そうなるのかということですが、まず身分というか、今後、どういうふうに新しい社会教育施設が民間に委ねられると、例えば、そういったときの関係というのが。希望すれば、そちらに行くということもあるだろうし、引き続き町の会計年度なり、臨時職員として働きたいといえばそういうふうになるということだと思っておりますが、その辺が1つ。

それで、全体的に今度のパートであれ、フルタイムであれ、業務量との関係も出てくると思うのです、全体の。そのときに、今現在と新しい社会教育施設になった場合の図書館の業務量とい

うのが同じなのかどうかというのは、どういうふうに想定されているのかお伺いしたいと思えます。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

職員の身分というか、今の立場の保障ということでございましょうか、来年度以降の。

4 番（三枚山光裕君）

新年度、決まれば新年度というときに、今の図書館職員の方は今のままだったら新しい社会教育施設はできていないので、そうすると、2年間は希望する人は新しい制度に応募というか、申し込むという形になるのでしょうかという確認と、多分、新しい施設ができたときは民間が募集するわけですね。それは希望したときに、そこにそういう人たちが……

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員、もう一度、再度質問内容をお願いします。

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

もう一度、では。図書館職員についてです。今、新しい社会教育施設が数年後にできるとなると、図書館司書ですか、特殊な資格を持っているという立場ですので、多分、今の会計年度の制度が決まった場合には、来年4月ですから、多分そこに申し込むというか、そういうふうになるのだろうかと思うのです。それで、それはそのとおりだろうなということで確認です。

その後なのです、問題は。新しい社会教育施設ができた場合は、民間会社が募集するわけですから、その辺のところ、今図書館に勤めている方の希望で、これは決まってくるのだろうかということ。つまり、新しい社会教育施設で民間の会社が公募して、そこに誰かが応じるかということですがけれども、今の図書館の人たちがそこを希望すれば、そちらの応募に申し込むと。それから、引き続き町の何らかの……図書館は別になるわけなのです、基本的に。そういうときは、会計年度のところで別の職種になってしまうかもしれないということで応募すればいいということになるのかと出ている。それと、全体の百何人かいる臨時職員がいずれ今後パートとか、フルタイムになっていくというときに、とりわけ図書館なんかの業務量というのは、今現在と民間に委ねられた場合の業務量というのは変わるのか、どういうふうに想定しているのかという。それはいろいろ職員の数がどのぐらい必要かということとかかわってくる問題だと思うので、その辺です。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

まず最初に、職員の募集の関係でございまして、いずれ来年度以降につきましても、毎年度、前年度の後半に広報、ホームページ等で臨時職員の募集をいたします。各部署から予算要求があるわけですので、それに必要な人数が出てくるわけですので、それぞれ

まず一斉募集いたしまして、その中の応募された方の中から選定をするというふうな方法で、今までは採用させていただいているところがございますので、今後につきましても、方法的には同じ方法を継続するものであるというふうに考えてございます。

それから、図書館職員のほうの業務量につきましては、教育委員会のほうからお答えいたします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

図書館職員の業務量につきましては、現状の図書館の運営につきましては今年度と同様の人員配置で対応していこうと、新年度はですね。

それから、新しい社会教育施設のお話が出ておりましたが、その場面では、後段でお願いする条例のところでもあるのですけれども、指定管理を導入しようと考えておりましたので、指定管理者の中で対応していただくものというふうに考えております。

あとそれから、今いる職員の方々の希望によりというお話がありましたが、そこはそのとおりで、指定管理を予定している業者提案では、今いる方々を優先にということでの提案はいただいておりますので、100%というのはあれですけれども、希望に沿った形でお願いしていこうというふうに考えておりました。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

高橋伸二です。

11項目についてお伺いをしたいわけですが、前もって情報提供してありますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

まず1つは、会計年度任用職員が受け持つ業務と正規職員の業務の違いというものが、この制度の導入によってつくられるのかどうか、これをお聞きをしたい。

2つ目、会計年度任用職員の中にフルタイム職員とパートタイム職員というのが出てくるわけです。そして、現行の臨時職員が担ってきた業務をフルがやるのか、パートがやるのかは別にしても、きちっとした業務に見合う職員数というのを整理をする必要があるだろうと、このように考えますから、そうすると、現在の臨時職員は179名いますが、それぞれの職種の配置、人数、基準方針というのが適正かどうかの見直しを、実施までに行うのかどうか。少なくとも2月にはハローワークを含めて公募をしたいと言っているわけですし、12月18日の週には現在の臨時職員に対する説明もやると言っているわけだから、既に準備をされていなければならないことだというふうに思うのですが、そこをお聞きをします。

3点目でございます。

先ほど、同僚議員の質問で、この制度を導入することによって約3,300万円程度の経費が必要

だというふうに言われておるわけですが、今までと違った余分に人件費がかかる分、給料と言わず、報酬なり、費用弁償という書き方をしていますから、一概に全て人件費と見ることもないのだと思うのですが、非正規職員、現行の臨時職員を削減するということはないのかどうかということ。

それから、4番目に、先ほど同僚議員の答弁で答えられていますけれども、時間給の952円という額、これはフルタイム、パートタイムとも同一というふうに理解をされているのかどうかということ。

次に5つ目ですが、パートタイム型の雇用であっても、期末手当等は一定の条件が具備をされれば支給がされるわけです。その一定の条件というのは、週に15時間30分以上の勤務と6カ月以上の勤務というふうに言われているわけです。週の勤務時間というのは、これは契約書というか、雇用の際に明確になるわけですから、わかるわけですが、後ほども触れますけれども、雇用期間が継続しているわけではないということから見たときに、期末手当支給要件である6カ月以上という考え方の定義、これは期首から期末までを通じて通算で6カ月というふうに見ているのかどうかということ。

6点目でございます。

先ほども言いましたように、現在、期限雇用と時間雇用、日々雇用の臨時職員が合わせて179名、これは3月1日現在にいるというふうに答弁をされているわけですから、そうすると、現行臨時的な任用職員がパートタイム会計年度任用職員となった場合に、先ほどの支給要件の具備とも相まって、支給の対象となる人数というのが既にわかっているのかどうか。それから、対象外となる場合の扱いというのは、どういう場合なのかということ。

7点目です。

現在、今もお話ししましたように、臨時職員の雇用更新に当たっては雇用中断、いわゆる空白期間が設けられているわけです。短くて1日、あるいは長い人ではそれ以上の半月以上の雇用の空白期間があるわけです。これは退職手当や社会保険の適用除外という目的でもってやられることがままあったわけでありまして。ところが、今回の法改正では、これでは雇用中断をすることは不適切だと、このように述べられて、雇用中断をしない是正を図れと、このようになっています。総務省、文科省も平成26年に、このことについて適切な任用、そして是正をなさいという通知を出しているわけです。このことはご承知だというふうに思いますが、そこで、不適切だと言われない臨時職員として学校給食調理員あるいは学校図書館司書、このような学期単位の任用以外の方で雇用中断、空白期間をつくるということがあるのかなのかということをお聞きをしたい。

8番目でございます。

先ほど、同僚議員の質問で、任用の更新なり、採用について、今後についても現行と同様の採用方式を考えていると、私はこのようにお聞きをしたのですが、法律は、任用に当たっては競争試験または選考によるものとして再度の任用もあると、このように明確にしているわけです。ところが、一方で、法律は一会計年度を超えない範囲というふうに任用期間を明確にしたことを理

由にして、本町で更新をしないということが考えられているのかどうかということをお聞きをいたします。

9つ目、第4次行政改革プランにおいて取り組み目標としております民間委託あるいは民営化の推進という項目があって、今日までのプランの検討過程の中で一定程度の結論を出したものがあるわけです。先ほどの人件費が膨大に膨れ上がるということを理由にして、この行革プランで審議をされて導き出してきている結論が変わるといえるのかどうか、お聞きをします。

10番目でございます。

本年4月の定例会議の中で、町側の答弁に次のようなものがあります。臨時任用職員の勤務条件について、今後にも必要な改善策を講じると。現在、会計年度任用職員制度に向けて調査検討を進めていると、このように述べているわけですが、この不安定な雇用条件がどのように改善されるのか、あるいは改善をしたのかお伺いをします。

最後でございます。

パートタイム職員の健康診断についてであります。フルタイムについてはその適用対象になるわけですが、パートタイムは適用にならないのだろうというふうに思いますが、パートタイム職員の健康診断等についての条件はどのようになっているのかお伺いをします。

以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まずはじめに、会計年度任用職員の受け持つ業務の正規職員の業務の違いはというふうなご質問でございます。

まず、総務省からの通知に基づいて、職員に任せる職は示されてございます。その中では、2つの要件を考慮するようというところで示されているところでございます。

まず1つは、従事する職務の性質に関するものでございまして、これは一般行政職の事務を例にした場合でございますが、組織団体の管理運営自体に関する業務、財産の差し押さえ、許認可といった権力的業務は、これは正職員が行うべきものであるもので、会計年度職員には従事させるべきではないとされてございます。

それから、もう一つは勤務時間に関する要件でございます。任期が3月31日までとなっており、また、パートタイムとしての任用の可能性もある会計年度任用職員という職の性質上、正職員が担うような担当の期間、任用される職員を避けるべき業務に従事する職を任せてはならないというふうな規定が総務省から出されてございます。

以上に加えまして、対象者の職務を条例で規定するところから、先ほどの説明の中で1級、2級ございましたけれども、つまり1級を使用するような事務補助の職員については課の業務を補助、サポートするもの、課の業務で定型化されているものというふうに定義されてございます。具体的にはデータの入力ですとか、資料の整理等の単純業務が該当するものでございます。また、2級に該当するものについては相当の知識、経験が必要となる職と定めてお

りますので、これにつきましては、当町で申し上げれば社会教育指導員とか、英語教育指導員というふうな形の職が該当するものとなってございます。

次に、2番目の現在の臨時職員の職種の配置、人数、基準が適正なのか、それとも見直す考えはあるのかのご質問でございます。

これにつきましては、現在の臨時職員につきましては、会計年度任用職員制度開始の年ということでございますので、職種の配置、人数、基準の報酬が適当というのは、これについては、今後、各部署からの予算要求等があるわけでございますけれども、その予算要求の中で、まず必要な人数等が確定されるものというふうに思っておりますので、それらの内容を検討した中での対応というふうになるかというふうに思います。ですので、今現在雇用している人数そのものが、来年度以降も引き続き確保しなければならないというものではないというふうには理解しているところでございます。

それから、全国の自治体でも会計年度任用職員への移行が進んでいっているわけでございますけれども、期末手当等の支給に伴います財政負担等が懸念されるところでございますので、総務省等の制度通知でも適正な人員配置、それから、ITの活用、それから、民間委託を活用しながら財政の負担軽減を図るようという内容も示されているところでございます。

次に、今後、非正規職員数を削減することはないのかというふうなご質問でございますけれども、人件費がかさむということの理由での削減ということにはございません。ただし、業務等が毎年毎年というか、変動するわけでございます。また、その量、それから性質などの影響によりまして、適正な配置を検討して人数等を把握することが必要となってきますので、それに伴って減るという可能性はあるものと認識はしてございます。

それから、4番目のこの制度を導入するに当たっての財政負担額は幾らかということでございますけれども、これは先ほどもお話ししたとおり、約3,300万から400万ほどと試算しているところでございます。

それから、5番目の期末手当支給要件の定義でございますけれども、これにつきましては、6カ月以上の任期の発令があるかどうかということが基本というふうになってございます。ご質問の中の12カ月以内で任期が飛び飛びで空白期間がある場合、支給できないのかというふうなことでございますけれども、通算して6カ月であれば支給するかというご質問でございましたので、考え方は年2回の期末手当支給日の基準日が6月1日と12月1日になってございますけれども、その時点で発令の任期が通算してどうなっているかというところがポイントとなってくるところでございます。例えば、4月から12月までの任用の命令があった場合については、6月1日と12月1日時点ではともに6カ月以上の発令がある状態ですので、期末手当の支給の対象というふうになるものでございます。しかし、例えば、7、8、9、10、11と任用した場合については、6月1日時点で6カ月以上の発令はない状態というふうになりますので、6月期の支給は該当しないと、12月期の支給のみというふうになるものでございます。よりまして、こうした任命は実際に、任用上必要な場合に限らなければならず、期末手当を支給しない目的で空白期間を行うというようなことはしない方針でございます。

それから、6番の平成31年3月1日時点の人数で期末手当の対象となる者ということのご質問でございますけれども、期末手当の支給要件が週15時間30分以上で6カ月以上の任期があるというのが要件でございます。ご質問の場合、日々雇用25名につきましては、勤務日が1日単位で指定され、1カ月から2カ月任期で任命するということになっておりますので、対象外というふうになります。一方で期限つき58名と時間雇用96名につきましては、どちらも任期が半年を超えまして、毎日出勤し、勤務時間も週20時間から38時間45分までで任命されることが一般的でございますので、支給要件を満たしているということで、154名が該当するものというふうになります。

次に、7番目でございます。7番目の学校給食調理員や学校図書館司書など、学期単位の任用以外で空白期間をつくることはないのかというふうなご質問でございます。期末手当を支給しないことを目的として空白期間をつくることはございません。しかし、各課各部署で6カ月未満の事業、例えば、集中して一月、二月任用するといったケースがございます。これは日々雇用として任用した場合でございますけれども、そういう場合には、支給できない場合もあり得ると考えてございます。

それから、8番目の任用の更新をしない、できないケースはというふうなことでございますけれども、任用自体が業務の補助等々が必要な場合に行っているということになりますので、制度改革などにより業務が削減や廃止といったケースになった場合は、任用しない場合があると考えられます。

それから、9番の行革プランの民間委託への影響でございますけれども、第4次行革プランにおいて、民間委託、民営化の推進については、いずれ今後引き続き取り組む内容でございますけれども、今現在の行革プランの内容でもって影響が出るということは、今現在はないものと考えてございます。

それから、10番目の、4月の答弁での勤務条件の改善を行うこととした不安定な雇用がどのように改善されたのかのご質問でございます。これまでは、臨時的任用職員の任用は毎年採用募集を行って任用するという運用を行っていましたが、会計年度任用職員の移行に伴いまして、国では個別に勤務状況等を勘案して、2回目までは公募によらず任用を更新するという運用をするということになっているようでございます。町でも、こうした国の非常勤の任用の更新の仕方を参考に、同様に2回目までの任用更新は行うことで改善を検討してまいりたいというふうを考えてございます。

それから、11番目のパートタイム職員への健康診断でございますけれども、これまでもそのように対応してございますけれども、健康診断については、社会保険に加入となった職員には加入先の全国健康保険協会の岩手県支部の健診を実施しているところでございますし、社会保険の資格取得や健康診断の受診資格に関連するのは健康保険法令の部分でございますので、今回、これは基準は変わってございません。ということで、会計年度任用職員制度に任用が変わりましても、今回の健診対象者が減るといったことは考えていないところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

そうしますと、フルタイムとパートタイムの業務の性質あるいは職責というものが言われているわけですが、一番の違いというのは、フルタイムに服務規定の適用があって、パートタイムにはその適用がないという理解でよろしいのでしょうか。

それから、職種の配置あるいは人数、これは予算要求に合わせて各部署で検証されているというお話でございますが、まとまるのはいつごろなのですか、町としてまとまるのは。少なくとも先ほどの答弁の中では、179名のうち日々雇用以外については明確な位置づけを持っておられるようなので、お聞きをします。

次に、人件費を理由にして現行の臨時職員数、これは減るということではないと。人件費を理由にしてということなのですが、業務量の変化などによってはあるということなのですから、先ほどの課長の答弁では、来年度以降は現行人数を保障するものではないというふうに、私は聞き取ったのですが、この制度が導入されるのが来年度なのです。そうすると、言われていることと示されている資料などを含めて見たときに、そこには矛盾が生じるのですが、多分これ再来年度以降ということになると思うのですけれども。ところが、そうした場合に、期末で切れた場合の再任用の期間、政府の方針に基づいて2年は公募をしないでやっていくということなどとの整合性というのは、どのように図られるのかということが、ちょっと危惧をされています。

それから、時間給の952円というのはフルタイム、パートタイムとも同額でしょうかという答弁がなかったような気がするのですが、それをもう一度お伺いしておきます。

それから、6カ月以上の勤務の定義でございますが、簡単に言うと6月1日、12月1日の基準日、この基準日以前に通算して6カ月以上の、いわゆる日数にしてみれば180日、通算してそれだけの日にちの雇用形態があれば可能だというふうに受けとめてよろしいのでしょうか。

それから、行革プランとの関係で、現在の行革プランの内容に影響を与えるようなことはない、このようにお答えをいただきました。ということは、窓口業務の民間委託ということは、再燃をされるということはないというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

それから、健康診断の関係です。言われましたように、フルタイムは適用になるわけですが、パートタイムの人は適用にならないわけです。国が行っているのは、6カ月以上の雇用実態があれば健康診断を受けさせているわけです。ですから、本町においてもそうした国の制度に準じて、パートタイムの方についても健康診断を受診できるようにすべきではないかと。このこともやっぱり待遇改善につながるわけですが、現在の臨時職員、いわゆる新しい制度の中における会計年度任用職員の雇用条件、労働条件の改善になると。私はこういうふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

ここで暫時休憩いたします。25分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 24 分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、高橋伸二議員からのご質問にお答えいたします。

まず最初に、フルタイムとパートタイムの業務の違いについては、サービス規定が適用されるか、されないかの違いではないかというようなご質問でございますけれども、サービス規定につきましては、これはフルタイム、パートタイム、どちらにも適用になります。ただ、パートタイムのほうにつきましては兼業の禁止規定が緩和されてございますので、パートタイムについては兼業ができるということでございます。

それから、次に、任期つき任用職員の人数はいつ時点で決定するのかというようなことでございますので、今現在、各課からの新年度予算要求の取りまとめ中でございます。それらを取りまとめまして、最終的には1月末までに必要な人数がまとまる予定でございます。会計年度任用職員の数につきましては、1月末までにはまとまる予定でございます。

それから、人件費理由での減はないというようなことの答えは令和3年度以降ではないかというようなお話でございましたけれども、ご指摘のとおり、令和3年度以降からということになります。

それから、時間給与額952円についてはフルタイム、パートタイム、どちらに適用される単価かというようなことでございますけれども、これについてはフルタイム、パートタイム、どちらにも適用される金額でございます。この金額につきましては、まず1カ月16万円を支給されている今現在の臨時職員さんを参考に、1年間の勤務時間数が2,015時間となりますけれども、その2,015時間で割り返した額が952円というふうになるものでございます。

それから、次に、半年の基準日以前に180日以上を勤務した場合の期末手当の支給でございます。これにつきましては、令和2年度から適用する条例でございますので、令和2年度については適用となりませんが、令和3年度以降については、ご指摘のとおり、適用となって支給対象となるものでございます。

それから、行革プランの中での窓口業務の改正については今後もないのかというようなことのご質問でございますけれども、これにつきましては、窓口業務の民間委託については今現在では考えていないというような内容というふうになります。

それから、健康診断の関係でございましたけれども、健康診断につきましては、今現在フルタイム、パートタイムも実施しているところでございますけれども、パートタイムについては社会保険の資格がない場合については実施していないというような状況でございます。ただ、フルタイムについては町が全額負担ということになってございますし、パートタイムについては個人負

担があるというふうなところがございますので、これの差異につきましては今後の検討ということの中で対応させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

よろしいですか。

そのほかございませんですか。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

議案第55号でございますが、任用職員についてですが、今、論議しているとおりフルタイムとパートタイムということでございます。その中で年齢的には制限なしということでお聞きしておりますが、募集については健常者のみでしょうか。お伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

募集内容の中の規定に健常者、障害者の差異をつける考えはございません。そういう区別はしないというようなことでの募集になる予定でございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

ご覧のとおり、今、全体的に人手不足でございまして、なかなか応募者が少ないというような現状かと思いますが、そういうことで健常者、障害者は区別をつけないということでございますが、採用基準についてはどんな方向でしょうか、採用基準は。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まずは、応募する際に履歴書、経歴書を出していただくこととなりますので、その履歴書等の内容をまずは確認させていただきますし、最終的には、採用してもいいというふうな形の内容の方については、面接も含めて対応しようというふうに考えているところでございます。面接と、それから履歴書の内容審査ということになります。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

そういうことでなく、総務課長、応募するときの応募の内容はどういうふうに記入されて応募するのかという、こういうことを。今、応募された後のお話をされましたものね。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

まず、応募内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、これから新年度に向かいますので、予算要求書が出てまいります。その中で、各部署ごとの事務内容が若干異なってまいりますので、それらの必要な部署の事務内容等を募集要項の中に記載させていただきながら、それで、例えば、年齢制限も若干加わるかと思えますけれども、年齢制限等を含まれた中での公募になるかというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

先ほど、30条でJETプログラムという聞きなれない言葉が出てきたのですが、それは当町に該当する業務だということなのか、詳しい内容をお知らせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

先ほど、JETプログラムというような内容での説明を申し上げました内容については、具体的に申せば、観光商工課で勤務してございます国際交流員を示しているものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、進行します。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第6、議案第56号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

それでは、議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。

議案第56号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の補足説明をさせていただきます。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

議案第56号参考資料とあわせて説明をいたします。

参考資料5ページをお開きいただきたいと思います。

第1条では、平泉町職員定数条例の趣旨の改正でございまして、第1条中「4月以内の期間を定めて雇用される者」を「臨時的に任用される職員」に改めようとするものでございます。

資料5ページの裏をお開きください。

第2条は、平泉町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の改正でございまして、第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改めようとするものでございます。

参考資料6ページをお開きください。

第3条は、平泉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正でございまして、第3条中「非常勤職員」の次に「（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）」を加えようとするものでございます。

参考資料6ページの裏をお開きください。

第4条は、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の改正でございまして、第3条第4項の次に、第5項として改正後（案）欄の分の改正文を加えようとするものでございます。

次に、議案書8ページの裏と参考資料7ページをお開きください。

第5条は、職員の懲戒の手続、効果等に関する条例の改正でございまして、第4条中の「給料の額」の次に、改正後（案）の改正文を加えようとするものでございます。

次に、参考資料7ページの裏をお開きください。

第6条は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正でございまして、第17条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改めようとするものでございます。

参考資料8ページをお開きください。

第7条は、職員の育児休業等に関する条例の改正でございまして、第1項では、第7条第2項

中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加え、第8条中「育児休業をした職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、第17条第2項中「（昭和25年法律第261号）」を削り、参考資料8ページの裏をお開きください。19条中「職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加えようとするものでございます。

第2項では、会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、平泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条及び第29条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、この議案書9ページをお開きいただきたいと思います、第1号、第2号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給しようとするものでございます。

参考資料9ページをお開きください。

第8条は、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の改正でございまして、別表第3条関係の現行欄の表を改正後（案）欄の表のとおり改めようとするものでございます。

議案書11ページ、参考資料10ページの裏をお開きいただきたいと思います。

第9条は、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の改正でございまして、第23条の見出し「（非常勤職員等の給与）」を「（会計年度任用職員の給与）」に改め、現行欄の第23条の条文を改正後（案）欄の第23条の条文に改めようとするものでございます。

次に、参考資料11ページの裏をお開きください。

第11条は、平泉町一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例の改正でございまして、第1条中「第11条第2項」の次に「及び平泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年平泉町条例第号）第14条」を加えようとするものでございます。

参考資料12ページをお開きください。

第12条は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正でございまして、第1項では、第20条の見出し「（非常勤職員の給与）」を「（会計年度任用企業職員の給与）」に改め、現行欄の第20条の条文を改正後（案）欄の第20条の条文に改めようとするものでございます。

次に、議案書11ページの裏をお開きください。

第2項では、会計年度任用企業職員の給与の基準については、平泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を準用することを定めようとするものでございます。

第13条は、平泉町社会教育指導員設置条例を廃止しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

2点お伺いいたします。

1つは、ただいまの条例改正によって、報酬の支払い対象から除外されたところがあるわけです。それは、1つは町有林監視人、それから福祉行政推進委員、保健推進委員、区長、そして町営住宅管理人、これらの扱い。ただし、町有林監視人については何の説明もなかったわけですが、後ほどお伺いしますけれども、それ以外の福祉行政推進委員から町営住宅管理人までは、いわゆる私人委託あるいは業務委託として、委託料ないし謝金の支払いというふうになっているわけです。現在の条例では明確に支払い基準が決まっているわけですが、委託料なり、謝金として変更するというのに当たって、その支払い根拠をどのように定めようとしているのか、あるいは定めたのか、それをお聞きをいたします。

2つ目は町有林監視人の取り扱い、これについて会計年度任用職員への制度の変更の中でも何の説明もないわけですが、町有林監視人制度を存置をしていくのか、それとも廃止をしていくのかも含めて考え方をお聞かせいただきたい。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

町有林監視人につきましては、平成25年までは4人の方々に業務をお願いしている状況でありました。なお、当時、その中で監視の内容がそれぞれ日数とか、あるいは監視体制等が統一されていないというふうなことで見直しが必要になったというふうな中で、近隣の一関のほうでは一関地方森林組合のほうに委託をして行っているというふうな状況もありまして、この監視員の4人の集まりの中で、あと高齢化というふうなこともありましたので、同様に一関市の森林組合のほうに委託をするというふうなことになって現在に至っております。ということで、今後、管理を森林組合のほうに委託しているということで、廃止をしていくということで考えております。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

委託料、また報酬の支払いの根拠でございます。

まず、今回特別職の非常勤職員には報酬を支払っていたところでございますけれども、地方公務員法の改正に伴いまして、委託料または謝金等に変更となる職がございます。町といたしましては、どちらで支払うかにつきましては、依頼する業務の内容を考慮し検討したところでございます。行政事業への活動に関し謝礼を支払う場合については、参加いただいた住民やボランティアによる協力支援に対しまして、交通費などの実費や謝金の支払いをする場合は報償費の中から謝金としてお支払いいたしますし、一方で、委託料としてお支払いする場合は、個人への私人委託契約を原則結ぶこととなります。受託される方々は契約書の仕様に基づいて委託業務を遂行する契約上の義務を負うことというふうになるわけでございますので、よって、実費弁償の性質に近いものは謝金として支払いまして、実費弁償の性質になじまないような個人への業務委託につい

ては委託料というふうな形でお支払いをしようとする考えでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

確認でございますが、例えば行政区長に対する委託料ですが、これは報償費の中から支払うということで、現行、改正前の条例に定める金額あるいは行政区の大きさに応じた追加金額といたしますか、これを支払うという考え方でいいのかどうかということが1つございます。

それから、そうしますと、行政事業に伴う私人への委託ということでございますけれども、行政区長が特別職から除外をされたことに伴って、現在、行政区長が担ってきた業務といたしますか、任務といたしますか、あるいは仕事といたしますか、平たく言えば。この内容に変更があるのかどうかということについてお聞きをしたいのです。といいますのは、去る11月25日の日に私ども議会と21行政区長様との情報交換、意見交換会が開催をされたわけです。その際に行政区長の皆さんから言われたことがございます。それは何かというと、非常に今、民生委員もそうだけれども、行政区長もなり手がいないのですと。そういう状況の中で、なおかつ行政区長が行っている仕事というのは、本来町の行政あるいは職員といってもいいのでしょうか、がなすべき業務を行政区長が担わされていると。こういう意味では、特別職である区長の報酬を、議会としても見直す必要があるのではないかと、こういう意見が11月25日に言われたわけでございます。

私は、今回の条例改正によって、今まで行政区長の皆さんがなり手不足の中から責任感というか、やっぱり誰かがやらざるを得ないという強い、そういう意思のもとに、あわせて自分自身は区長は特別職なのだ、特別職員だと、こういう自戒を持って、責任を持って日々業務に精励してきたと思うのです。それが、一個人との委託契約ですよとはいうものの、士気、モラルが下がると思うのです、私は、そういう意味では。気構えが違ってくると。そういうことからすれば、やっぱり行政区長に対する報償金から支払う対価というのですか、これについても見直しをすべきではないかと。やらないのだったら、本来行政がやるべき、例えば町の広報の戸別配付だとか、そういうものは町の責任でやるとか、そういうことを考えながら、行政区長の負担を軽減をするということも求められているのではないかとこのように思うのですが、以上、2つについてお聞きをします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まずはじめに、区長職をとってのお話なんですけれども、今回私人委託を考えてございますけれども、私人委託になって業務内容の変更はないのかというようなことでございましたけれども、いずれ区長さんをお願いする業務の内容につきましては、今までどおり、同様の内容をお願いするというふうなことを考えてございます。いずれこの辺につきましては、多分各区長さん個人個人との委託業務というふうになりますので、委託業務契約書の中にそれらの業務内容も盛り込むような形の契約書を作成いたしまして、契約を結ばせていただくというふうになろうかというふ

うに思っております。

それから、もちろん区長さんの業務につきましては、今現在も、今後も重要な行政と住民とのパイプ役、また、各事務事業等の地元の説明等で進行等をお願いするわけでございますけれども、いずれ区長さんの威厳そのものが今回の法改正によって下がっているような形に見えるというようなことは、私も懸念しているところでございます。いずれその内容については、今度の区長会議の中でもお話ししますが、内容的には全然、全く今までと変わらないものでございますし、お願いする内容も同様の内容をお願いすると。ただ、非常勤特別職というふうな形の考え方が、法の改正に伴いましてなくなったということで、今回、こういうふうな形の対応をとらせていただいたということの説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

また、これらの職に対してのなり手が無いというふうなことでございます。それに伴って報酬額が適正か、というふうなことでございます。これにつきましては、毎年やっているわけでございますけれども、何年かに1回、各近隣自治体等々の内容も参考にさせていただきながら、または町内で同じ特別職ということでお願いしている職の単価等も比較させていただきながら、検討をさせていただくようなことは考えているところでございますし、いずれ区長さん各位からも今現在の報酬のあり方についてのさまざまなご意見もいただいておりますので、これについては、今後前向きな方向で検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

2点お伺いたします。

現在、区長にお願いをしている業務内容は変わらないのだと。新たに契約を結ぶ中に、契約書の中に業務内容を明記をすると、こういうことです。今まで責任を持って行政区長の任務に携わってきた方々でございますから、この業務は嫌だよとか、あるいはその契約が嫌だよというような人はいないというふうに思うのですが、そこのところは25日に開催をすると言われた区長会議の中で、懇切丁寧に理解を求めることが求められているというふうに思いますが、仮に私人契約となった場合、現行の行政区長さんが、いや、私はもう結構でございますというふうに辞退をされた場合に、どのように対応を考えているのかお聞かせください。これが1つ目。

2つ目です。報酬額について見直しに向けて近隣自治体の実態も見ながら、最後は検討という言葉も出てきましたが、本町の現行条例で定める金額というのは、近隣自治体の報酬と比較したときに遜色ないものなのかどうかということをお聞かせをいただきたい。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まず最初の辞退された場合というようなお話がございましたけれども、いずれそのような事態にならないように、そのような方向にならないように、区長さんには懇切丁寧にご説明を申し上げ

て、ご理解をいただいて継続していただくようお願いしたいと思います。

それから、報酬の関係でございます。これにつきましては、一律に比較するのは大変難しいような形ございました。ですので、どこと比べて高い、どこと比べて安いというふうな形……比較そのものもなかなか難しいような規定になってございましたので、いずれこれも含めて、今後もちろん報酬等の関係でそれぞれなり手が少ないということも、もしかしたら一つにあるかとも思いますので、その辺はできるだけ報酬内で、さまざまな業務についても、この報酬であればというふうな形の内容を、さらに各自治体の状況を聞きながら検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございますか。

それでは、ここで暫時休憩といたします。13時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

引き続き質問を受けたいと思います。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

三枚山です。

13条関係です。参考資料でいうと12ページ裏になりますけれども、社会教育指導員の設置条例との関係です。現行の平泉町社会教育指導員設置条例ですけれども、目的の1条で、この条例は、社会教育指導員の設置、定員、委嘱に関し必要な事項を定めることを目的とするとなっておりますけれども、これは、今、条例廃止ということになるわけですが、どういうふうに今後、社会教育指導というのが保障というか、担保されるのかということ。今、指導員は何人いて、今後、会計年度のやつにかわっていくわけですが、配置というのでしょうか、そういうふうなのはどういうふうになるのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

社会教育指導員につきましては、現在1名配置しております。それで、今回の条例は廃止となりますが、今後、設置要綱といったような形で教育委員会で例規を整備して、引き続き社会教育指導員は配置していきたいというふうに考えておりました。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

(「なし」の声あり)

議 長 (佐藤孝悟君)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議 長 (佐藤孝悟君)

日程第7、議案第57号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長 (岩淵毅志君)

それでは、議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。

議案第57号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、令和元年8月の人事院の給与改定に関する勧告に鑑み、平泉町職員組合と交渉を行い妥結した内容により提案させていただくもので、一般職の職員について給料月額、勤勉手当の率及び住居手当の改正を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

それでは、議案第57号参考資料、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表、第1条関係を参考に説明いたします。

第1条は、令和元年12月支給分の勤勉手当の率の改正でございまして、第20条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改正しようとするものでございます。

次に、給料表の改正でございまして、参考資料14ページ下段から16ページの裏上段に記載されております別表第1の現行欄の改正行政職給料表を、改正後(案)欄の行政職給料表のように改定しようとするものでございます。

次に、議案書14ページの裏、参考資料17ページをお開きください。

第2条は、住居手当の改正でございまして、対象家賃の下限額を1万2,000円から1万6,000円

に4,000円引き上げること。手当額算出に用いる控除額をそれぞれ4,000円引き上げようとするものでございます。

次に、令和2年度以降に支給される勤勉手当の率の改正でございまして、第20条第2項第1号中の「100分の97.5」を「100分の95」に改正しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項ではこの条例の施行を公布の日からとし、第2条及び附則第4項の規定は令和2年度から施行することを、第2項では、第1条の規定による改正後の条例の規定は、勤勉手当の率の改正については令和元年12月1日から、給料月額の変更については平成31年4月1日から施行することを、第3項では給与の内払いを、第4項では住居手当に関する経過措置を、第5項ではこの条例の施行に関し必要な事項は規則に委任することをそれぞれ規定しようとするものでございます。

今回の改正によりまして、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げようとするものでございます。また、給料月額を高卒初任給で2,000円、大卒初任給で1,500円、若年層でございますけれども、30代半ばまでの職員が在職する号俸についてのみ引き上げを行うものでございまして、平均改定率で0.1%の引き上げを改正しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第8、議案第58号、平泉町下水道事業の設置等に関する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

議案書16ページをお開きください。

議案第58号、平泉町下水道事業の設置等に関する条例の補足説明をさせていただきます。

企業活動の全体像や将来にわたり接続可能な経営基盤の確保に必要な情報を把握し、今後の下水道事業の方向性について、よりわかりやすく町民の皆様に説明できるようにすることを目的に、地方公営企業法を一部適用した企業会計に移行することといたしました。

移行に当たっては、平泉町下水道事業及び農業集落排水事業の2つの特別会計を統合し、1つの下水道事業の企業会計として運営するため、条例の制定及び関係条例の一部改正が必要となったことから、本議会に提案したところでございます。

それでは、平泉町下水道事業の設置等に関する条例の第1条、下水道事業の設置におきましては、公共下水道事業及び農業集落排水事業を下水道事業として設置することといたしております。

第2条では、法の財務規定等の適用として、下水道事業の地方公営企業法適用について記載しております。

第3条、経営の基本では、下水道事業の区域及び施設などについて定めております。

以下、第4条、重要な資産の取得及び処分、第5条、議会の同意を要する賠償責任の免除、第6条、議会の議決を要する負担つき寄附の受領等、第7条、業務状況説明資料の作成につきましては、地方公営企業法の適用により必要となる事項を定めておるところでございます。

議案書16ページの裏をお開きください。

別表の下になります。

附則1によりまして、施行期日は令和2年4月1日からとしようとするものでございます。

附則2から6までは関係条例の一部改正となりますので、参考資料でご説明をいたします。

参考資料18ページ、平泉町下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表によりご説明いたします。

まず最初に、平泉町特別会計条例の第1条「第2号平泉町下水道事業特別会計」、「第3号平泉町農業集落排水事業特別会計」を削除し、以下の号を繰り上げるものです。これは特別会計から企業会計に移行するための改正でございます。

18ページ裏をお開きください。

平泉町下水道条例の第1条の現行の下線部「設置及び」を削除、また、「第2条（設置）」を削除するものでございます。新たに設置等に関する条例に規定されるためでございます。

19ページ、平泉町公共下水道事業受益者負担に関する条例の「第17条（延滞金）」、「第18条（延滞金の減免）」を削除し、以下の条文を繰り上げるものです。情勢の変化及び実績を勘案しての改正でございます。

19ページの裏をお開きください。

平泉町農業集落排水施設条例の第1条の現行の下線部「設置及び」を削除、「第2条（設置）」を削除、「別表第1」を削除し、「別表第2」を「別表」とすることで、第9条第2項の下線部「別表第2」を「別表」に改めようとするものです。これは新たな設置等に関する条例に

規定されるために改正するものでございます。

続きまして、20ページ、平泉町農業集落排水事業減債基金条例の第2条の下線部「農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算」を「平泉町下水道事業会計予算」に改めようとするものです。また、第5条の下線部「歳計現金」を削除するものです。特別会計から企業会計に移行するための改正でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第9、議案第59号、（仮称）平泉町社会教育施設設置条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

それでは、議案書18ページをお開きください。

議案第59号、（仮称）平泉町社会教育施設設置条例の補足説明をさせていただきます。

本条例につきましては、（仮称）平泉町社会教育施設の整備に伴い所要の整備を図ろうとするものです。

第1条で設置について規定しております。全ての世代の人々が集い、人づくりの場、学びの場、情報交換の場、コミュニティの形成・交流の場としていつでも利用でき、もって町の活力を生み、育てる「にぎわい交流拠点」として、本町に（仮称）平泉町社会教育施設を設置する。

第2条で名称及び位置について規定しております。名称は（仮称）平泉町社会教育施設、位置

は平泉町平泉字志羅山25番地。

第3条では施設について規定しております。1号、公民館、(2)図書館、(3)子育て支援施設、(4)多目的ホール、(5)情報発信施設、(6)管理施設。

第2項では、第1項第1号に規定する公民館については平泉町公民館設置条例、第3項では、第1項第2号に規定する図書館については平泉町図書館設置条例にそれぞれ定めるところによるとし、第4項では、社会教育施設は構成施設相互の連携を図り、複合施設として一体的かつ有機的に運営するものと規定しております。

第4条では、管理について、社会教育施設は平泉町教育委員会が管理するものとする。

第5条では、第1条の設置目的を達成するための事業について規定しております。1号、実際に即する教育及びコミュニティの振興に関する事業。18ページの裏になります。読書の推進に関する事業、3、子育て支援に関する事業、4、芸術文化の振興に関する事業、5、青少年の健全育成に関する事業、6、前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業。

第6条では開館時間等について規定しております。社会教育施設の開館時間は午前9時から午後9時までとし、施設の使用時間は、議案書20ページの裏、別表第1に規定しております。施設の使用時間、施設、区分、使用時間ということで説明をします。子育て支援施設のおはなし室については午前10時から午後7時まで。交流室及びキッズスペースにつきましては午前9時から午後9時まで。それから、情報発信施設の電子資料閲覧コーナー、視聴覚コーナー、情報発信スペースまでが午前10時から午後7時まで、オープンスペースは午前9時から午後9時まで、多目的ホールについても午前9時から午後9時までと規定しております。

議案書18ページ裏に戻りまして、第7条では、休館日を年末及び年始について記載の期間について規定しております。

第8条では使用の許可について、第9条では使用の制限について、第10条では使用許可の取り消し等について、それぞれ規定をしております。

第11条では使用料について規定しております。議案書20ページの裏、別表第2をご覧ください。別表第2、11条関係で施設の使用料、多目的ホール、貸し切り以外については1時間400円、そして、貸し切りは入場料等を徴収しない場合は1時間1,000円、全日は5,000円、入場料等を徴収する場合は1時間1万円、全日5万円。備考として、1は単位時間に満たない端数の処理について、第2項は教育委員会の許可を受けて使用する場合の例外規定について料金を定めております。また、第3項では入場料を徴収する場合について規定しております。

議案書19ページに戻りまして、第12条では、使用料の減免について、第13条では使用权の譲渡等の禁止について、第14条では特別の設備等の許可について規定しております。第15条では指定管理者による管理について、教育委員会は地方自治法第244条の2第3項の規定により、社会教育施設の管理を法人その他の団体であって、教育委員会が指定するものに行わせることができると規定しようとするものです。

第16条では指定管理者が行う業務について、1、第5条各号に掲げる事業に関する運營業務、2、社会教育施設の施設等の維持管理に関する業務、3、第8条から第10条まで、第12条及び第

14条に規定する施設の使用に関する業務、4、第11条に規定する使用料の徴収に関する業務、5、前各号に掲げるもののほか、社会教育施設の管理に関する業務のうち教育委員会が特に必要と認める業務と規定しております。

第17条では指定管理者の指定の手続について規定をしております。

第18条では欠格事由について、第19条では指定管理者の指定について、教育委員会は、第17条第2項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を満たすものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとするとしております。

第20条では指定管理者の指定の取り消し等について、第21条では指定等の公表について、第22条では管理の基準等について、第23条では個人情報の取り扱いについて、第24条では原状回復の義務について、第25条では損害賠償の義務について、第26条では補則として、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めると規定しております。

附則としまして、1、この条例は、令和4年7月1日から施行する。2の準備行為として、指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、第15条から第25条までの規定の例により行うことができる。3、施設の使用の申請及び許可に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても第8条から第14条までの規定の例により行うことができると規定しております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

4番、三枚山です。

3条、施設についてでありますけれども、社会教育施設は1、公民館、2、図書館というふうに、きちんと公民館、図書館が明記されたという点で、私は非常によかったというふうに思っています。それでですけれども、以前といいますか、当初、公民館の条例は廃止ということと、それから、公民館という名前ではなく公民館機能というふうにお聞きをしていたところでありますけれども、どういった議論の経過で公民館、図書館と明記されるに至ったのかということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

当初、公民館、図書館機能というような表記を考えた時期もありましたけれども、やはり社会教育施設として公民館は公民館、図書館は図書館として、後で提案申し上げます条例も改正しながら社会教育施設全体と、あとは図書館、公民館というような形で、それぞれ条例は3本立てになるのですが、規定をして整備、管理していこうというところに至りました。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

社会教育施設ということで多目的な施設であります。この中で指定管理者が、私どもも視察等で、多目的な施設でコーヒーとか、そういう部分を出している施設に行くことがありました。そういう部分を本来は指定管理者に任せることだとは思いますが、この社会教育施設では、そういう設備等は、今の段階では計画していないけれども、指定管理者から要求があればやるのか。それとも、指定管理者の業務の中で、それは規定していないように思うのですが、今後それらを考えていくのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

今、議員ご指摘のコーヒー等々、飲み物程度については、場所を区切った形である程度は販売するというような形の場合は提案があればというか、考えていきたいというふうには思っておりますし、その辺の詳細につきましては、今後提案者との協議の中で詰めていって、よりよいもの、よりサービス向上につながるものにしていきたいというふうを考えております。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

佐賀県でしたか、前、図書館でコーヒーとかをやっている施設等が全国でも大分出ておりますけれども、そういう形には平泉はならないけれども、今後検討するということなので、ぜひとも、当局が考えているのは自動販売機で売る程度なのか、あとはコーヒーサーバーも大分自動化されていますから、そういうものをイメージするのか、そこら辺はどういう方向性で考えているのかお聞きしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

教育委員会としても、例えば、秋田八郎潟町のはちパルとか、それから、山形の東根等も視察をして、施設の中にカフェをつくっているというところを見てまいりました。今回、平泉がつくろうとしている社会教育施設は、まずもって建物の大きさ、そういったものが予算の範囲でということに限られているわけでありまして。カフェをつくるとなると、指定管理のほうで運営というふうな、いわば営利目的の部分も出てくるわけです。あのスペースの中で、それだけのカフェをつくるようなエリアがつくれるかどうかというふうなことで、手を挙げた企業体ではそこまでは無理というふうな判断があって、ああいう設計になっているのだろうというふうに思います。どの程度のもので、収益をどう上げられるかというふうな判断が企業体ではあったと思いますので、

そういう点で、今回は盛り込まれなかったというふうなことになるかと思いますが、今後、これは十分にやっているとというふうなことであれば、指定管理をする運営の会社のほうで考えるということはあるかと思いますが、現時点ではそれは難しいという判断であったらうと、そのように思っております。

それから、例えば、図書館などでも最近では食べることはだめだけれども、飲む部分というか、そういうドリンク類を手にして図書館に入るというふうなこともできるようなところもたくさんあるようではありますが、その辺については、カフェ的なものはないわけですが、自販機が設置される中で、どこいらまで持ち込めるかというふうなことについては、これからの協議の中でというふうなことになるかと思いますが、お隣の一関市は、2階の図書館ではドリンクは持ち込めないようですが、1階の子供たちが勉強したりする、あるいは2階のテラスに行くような、そっちのほうでは、そういう飲食の飲む部分、飲む部分については可能にしていると、許可しているというふうなことはあるかと思いますが、軽食をとったりというようなところまでは平泉の社会教育施設では難しいのではないかと判断しております。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

7番、升沢です。

社会教育施設設置条例の中で、指定管理者による管理を行わせるということで15条でうたっております。そして、16条で指定管理は次に掲げる業務を行うものとなっておりませんが、この文言の中に第8条、そして第9条、そのところが、第8条の中では、施設を使用とするものはあらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない、そして、次の9条で教育委員会は次の各号のいずれかに該当する場合は施設の……という形でうたっているわけなのですが、これは指定管理者に管理を行わせるとなった場合に、これは8条のところが教育委員会のままでいいのか、どうなのか、そこについて検討はなかったのでしょうか。あくまでもこれは指定管理者、今回の社会教育施設複合施設については非常に新しい発想ということで、そういった形の全国的にも展開しているような、そういう新たな発想で行っていただきたいという、そういう形で始まったものと承知していますので、このところを教育委員会ではなく指定管理者という形に置きかえる必要はないのかということが1点。

それから、さきに示されておりました指定管理者基本協定書がございますが、その中の第14条の3項の中に、乙は甲の職員を含めた連絡調整会議を甲と協議の上、原則として年1回程度実施しなければならないというような項目がございます。これは4ページのところなのですが、このところの年1回程度というところにおさまったといいますか、その根拠をお知らせ願いたいと思います。

社会教育施設とはいいいながらも、社会教育法にのっとりた公民館、そして、図書館も含めた複合の施設だとは思いますが、こういったところを管理する上で、平泉町当局もきちっと管理運営にかかわっていくというところをどういうふうにお考えか、年1回でよろしいのかという

ことをお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

まずはじめに、第8条の使用の許可についてですが、指定管理は指定管理者に管理をお願いするわけですが、使用の許可としては設置者である町、教育委員会として許可をしなければならないというふうに規定したものです。

それから、基本協定のほうで連絡調整会議を原則として年1回程度というような、実施しなければならないという表現になっております。原則として年1回程度という表現になっておりますが、初期の部分ではもっと頻繁に、ここはやっていかなければならないものというふうに考えておりますし、提案のところでは、その辺は密にしながらというようなところで提案を受けておりますので、ここについては、さらに詳細に綿密に打ち合わせをするように、できるような形で進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

今、答弁いただきましたが、年1回という協定内容になっているようですけれども、これは今後、検討して増やしていく可能性もあるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。そして、維持管理業務及び運営業務に関する連絡会議といいますか、そういったところも行っていくのが原則ではないのかなと思うのですが、そのところを持つ、実施する予定があるのか、そして、それは年に何回程度行うのかということをお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

今のご質問について、今、調べていますので、私はその前段の指定管理に任せる部分についてお話をさせていただきます。

あくまで社会教育施設は教育委員会が設置をするというふうなものであります。設置の第1条にありますように、人づくりの場、学びの場、情報交換の場、コミュニティ形成、交流の場というふうな広い枠組みであります。そして、公民館設置条例も図書館条例も残しているわけですが、それは今まで平泉の公民館が担ってきた役割というものは、かなり幅の広いものであろうと、そのように思います。そういう意味では、何か縛りをかけてこれはできないのだというふうなことで、狭い形でこの活用をというふうなことを考えているわけではなくて、例えば、にぎわいの交流拠点という言い方もしているわけで。そうしますと、あるいは社会教育を超えて、福祉であったり、まちづくりであったり、いろんな形であの施設を使うというふうなことは大変ありがたいことであろうと。そういう意味で、この設置を考えているわけでありますので、あくまで指定管理には管理はしてもらいますけれども、申請を受けたので、これはとてもここにありま

すように、9条にありますように、公の秩序を乱して善良な風俗を害するおそれがあるなどという、例えばそういうことがあったら、到底これは認められないということは誰しもがわかるだろうというふうに思いますので、その部分については、どのような団体あるいは行事を行いたいというふうな申し入れがあるかわかりませんが、その段階で、できるだけ広く町民の方々が活用できるような広場になればいいかと、そんなふうに思っているところであります。

それから、町民の方々が協議をしてといいますか、指定管理の方と集まって、もちろん教育委員会も入るわけでありましてけれども、そういった中で協議をして運営についていろいろな意見を交わす、あるいは要望をとというふうなことの場というのは、ちょっと私も要求書をよく見ていないのですが、年4回程度というふうなことはたしかどこかに記載されていたような気がしますので、通り一遍の1回やれば終わりというふうなことではない形で、多くの方々からの意見を吸い上げながら運営を進めていくというふうにしていくべきだというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

このままの形で暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時45分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

大変失礼しました。

要求水準書の中に業務間の連絡調整という欄があって、四半期ごとに町民を交えた運営会議をするというふうに明記されておりますので、水準書に載っているということは当然、指定管理者はこれを守ってやっていかなきゃならないということですので、3カ月に一遍ぐらいずつというふうな形になると思います。そのように受けとめていただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

了解しました。

もう一つなのですが、事業についてなのですが、主催事業、そして自主事業があると思うのですが、主催事業につきましては、今までどおり平泉町が行ってきたそういった社会教育、公民館活動、そういったところの事業を継続して行っていくと、それ以外に自主事業として、その新たな指定管理者が……

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8 番、佐々木一治議員、私語を慎んでください。

すみません。升沢議員。

7 番（升沢博子君）

新たな自主事業として、指定管理者がまた新たな平泉としての提案もされているようですので、それはそこに得る対価は指定管理者のほうに収受させるという、そういう形になっておりますけれども、そういった協定につきましても、規則という形で定めるという形になるのでしょうか。

できれば、今までのに加えて新しい形の企画をどんどん出していただけるような、そういった取り組みをぜひともやっていただきたいと思いますけれども、そういった内容についても、この条例の中というよりは、協定あるいは規則の中に盛り込んでいけるのかどうか伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

協定の中で、基本協定はこのとおりですけれども詳細のところはこれからなので、その辺は詰めて盛り込んでいきたいというふうに考えておりました。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

8 番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

9 番議員の関連についてお伺いしますが、飲み物、社会教育施設の飲み物については、カフェとかそういうものは今後、検討あるいは教育長は狭いから今後どうかな、できないというような、いろいろ、できるか、できない、考えてみるというようなお話もしましたが、これは食事はだめですよということになっていますが、継続して、お昼を継続して挟んで食事をしなくてはならないとき、あるいは喉が渇いて水が飲みたくなる時あると思うのです。そういうときはどういうふうにするのですか。お伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

カフェはつくれないだろうというふうなお話をしましたけれども、例えばお昼を挟んで何かの行事があると、事業があるというようにときにということになれば、それはそのケース・バイ・ケースで場所を限定して、例えば研修室でとってくださいとか、もうやたらめったらどこでもいいですよというふうなことではないだろうと思いますので、ほかのお客さんもいらっしゃるわけですから、そういったところは臨機応変に指定管理のほうで考えて、あるいは教育委員会と連携しながら許可するというか、そういうふうなことはあるだろうというふうに、あくまで私が言ったのはカフェというふうな形のものは、そういう部屋はつくれないだろうというふうなことをお話ししたところでありました。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

そういうのであればわかりましたけれども、では、もう一点お伺いします。

施設の使用時間でございますが、子育て支援施設、情報発信施設とかがあって、時間的には10時から、9時から、9時から、10時からとなっておりますが、これは何で1時間違いでこういう方向で使用時間を、始める時間をこういうふうに1時間も違うのか、あるいは同じ方向で同じ時間にしたほうがいいのか、これはなぜ違うのかということでお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

施設の部分では9時から9時が基本ですけれども、おはなし室であったり各種情報発信のコーナーについて、10時から7時までというふうに行っているところでは、

各部屋というか、コーナーごとに時間を定めて使っていただくということで、この1時間の部分は、施設の準備であったり、あとは夜は7時までには引いてもらうというような考え方から、この2段階というか、この区分で使用時間として定めたものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

今お答えいただきましたが、スペースということで時間を1時間差をつけたということですが、よそではこういう差はあるのかなと思いますが、同じ時間帯のほうがわかりやすい、行きやすい、わかっているというふうには使用される方は、同じ時間にしたらばいいのではないですか。このスペースどうのこうのではなく。もう一回、ご答弁お願いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

例えば、子連れでお母さんがこの施設を利用する子育て支援のそういう場面などというのは、夜の遅い時間まで子供たちをその場に連れてきて、遊ばせたり何かするというふうなことは考えられないわけで、一定程度の時間で家庭へ帰ることが当然であろうというふうに思いますし、情報発信については、さまざまな機器があると、そういったものの管理を考えたときに、ちょっとどの程度の施設内で運営にかかわる係の者が携われるかというふうなことは、ちょっと私もまだはっきり把握してはいませんが、その管理の上で人的な部分でどの程度、この管理要員として夜まで残れるかという、そこいらあたりは多分、タイムスケジュールでいろいろメンバーが要員が変わっていくだろうというふうに思います。

そういったこともあったりして、全体としては9時、9時だけれども、部分についてはそういった機器の管理だとか、あるいは部屋の管理だとかというふうなことを考えたときに、少し時間

を早目に閉じさせていただくということに考えているところであります。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

3番、阿部圭二です。

図書館部門、特に新刊図書についてなのですが、新刊図書を現在、金額がちょっとわかりませんけれども、同等の金額でまた買ってもらえるのか、また、新刊図書はいい本を図書館のほうで購入しているのですけれども、そういう形で大変いい本をまた同等というか、同じように買えるのか、その2点をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

図書購入につきましては、現在の図書館で年間140から150万ぐらいの予算で購入をしております。

それで、今度、新しい施設についても、まず同じ規模は維持していただくというところで、額的にその140、50とまではうたっておりませんが、本の蔵書数のところであったりというところで規定をしておりますので、その中で事業者が選定をして、教育委員会で承認というか許可をして購入していくという流れになろうかというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

2時10分まで、よろしく願います。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時09分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

議長（佐藤孝悟君）

日程第10、議案第60号、平泉町公民館設置条例の全部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

それでは、はじめに、24ページの裏になるのですけれども、附則2の経過措置のところなのですが、「この条例による改正後の平泉町公民館施設」と設の字が2文字印字になってしまっておりました。誤りがございました。「設」1文字を削除をお願いしたいというふうに思います。大変申しわけありません。

それでは、議案書22ページをお開きください。

議案第60号、平泉町公民館設置条例の全部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

（仮称）平泉町社会教育施設の整備に伴い、所要の整備を図ろうとするものです。

参考資料は21ページをお開き願います。

議案第60号、平泉町公民館設置条例の全部を改正する条例新旧対照表となります。

第1条で、設置について規定しております。本町内の住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、多世代の交流促進、社会福祉の増進に寄与することを目的として、本町に公民館を設置すると規定をいたしました。

第2条で、名称及び位置を規定しております。名称は平泉町公民館、位置は平泉町平泉字志羅山25番地。

第3条では、分館について規定をしております。新旧対照表、現行、位置のところですが、分館の位置のところ「平泉町長島字砂子沢167-2」とあるのを、今回の改正案のところを「長島字砂子沢167番地2」というところで改めようというところで改正をお願いしようとするものです。

全部改正ですので、改正などのところで説明させていただきます。

第4条では、管理について、公民館は平泉町教育委員会が管理するものとする。

第5条では、第1条の設置目的を達成するための事業について規定しております。1、実際生活に即する教育に関する事業、文化芸術の振興に関する事業、3、青少年の健全育成に関する事

業、4、前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業。

第6条では、開館時間等について規定しております。第1項では、公民館の開館時間及び使用時間は、午前9時から午後9時までとする。第2項では、必要と認める場合は、変更することができる」と規定しております。

第7条では、休館日を年末及び年始について記載の期間について規定しております。

第8条では、使用の許可について、第9条では、使用の制限について、第10条では、使用の許可の取り消し等について、それぞれ規定しております。

第11条では、使用料について規定しております。

議案書24ページの裏、別表及び参考資料は24ページをご覧ください。

平泉町公民館の使用料、区分、調理実習室は500円、1時間当たりです。それから、IT室、工作室、和室、研修室については400円。2として、長島分館の使用料です。ホール、和室300円、特別使用料として冷暖房料、1時間100円を別に徴収するというふうに変更しようとするものです。

備考1は、単位時間に満たない端数の処理について、2では、教育委員会の許可を受けて使用する場合の例外規定について、平泉町公民館及び長島分館について規定しております。

議案書23ページにお戻りください。新旧対照表は22ページになります。

第12条では、使用料の減免について、第13条では、使用権の譲渡の禁止について、第14条では、特別の設備等の許可について規定しております。

第15条では、指定管理者による管理について、教育委員会は地方自治法第244条の2第3項の規定により、公民館の管理を法人その他の団体であって、教育委員会が指定する者に行わせることができると規定しております。

第16条では、指定管理者が行う業務について規定して、1、公民館の事業の実施に関する業務、2、公民館の施設等の維持管理に関する業務、第8条から第10条まで、第12条及び第14条に規定する施設の使用に関する業務、4、第11条に規定する使用料の徴収に関する業務、5、前各号に掲げるもののほか、公民館の管理に関する業務のうち、教育委員会が特に必要と認める業務と規定しております。

第17条では、指定管理者の指定の手續について規定しております。

23ページ裏、第18条では、欠格事由について、第19条では、指定管理者の指定について、教育委員会は第17条第2項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を満たす者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとするとしております。

第20条では、指定管理者の指定の取り消し等について、第21条では、指定等の公表について、第22条では、管理の基準等について、第23条では、個人情報の取り扱いについて、第24条では、原状回復の義務について、第25条では、損害賠償の義務について、第26条では、補足として、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めると規定しております。

附則の1としまして、この条例は、令和4年7月1日から施行する。

2としまして、2、経過措置としまして、この条例による改正後の平泉町公民館設置条例の規定は、令和4年7月1日以降について適用し、同日前については、なお従前の例による。

3、準備行為として、指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても第15条から第25条までの規定の例により行うことができる。

4、施設の使用の申請及び許可に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても第8条から第14条までの規定の例により行うことができると規定をしております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

使用料についてでございますが、今、ご説明いただいたとおりでございますけれども、使用料1時間、平泉町公民館の使用料でございますが、1時間、調理実習室で500円、あるいはI T室、工作室で400円、この金額はどういう方向でこの100円は差ありますが、この500円、400円はどういう方向でお決めになりましたか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

参考資料の24ページになります。

現行では、普通使用料として9時から5時まで、和室、研修室については1時間300円、17時から21時は400円と、それから実習室については、それぞれ昼間が400円、夜が500円と、暖房料は1時間100円と規定しているところですが、今回新しい施設においては、調理実習室については夜の部の500円の単価を採用して500円、それからI T室、工作室等については400円と、現行の使用料を参考にしながら規定をしたものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

わかりました。

それで、100円の差がございますが、同等の500円でもいいのではないかと私は思うのですが、どうでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

調理実習室については500円としたところですし、それ以外については、I T室、工作室、和室、研修室については400円、現行の使用料を参考として設定をしたというところがございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

よろしいですか。

8 番（佐々木一治君）

はい。

議 長（佐藤孝悟君）

4 番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

4 番、三枚山です。

参考資料の22ページかと思います。現行の8条関係です。

公民館運営審議会というのが現行条例ではあります。これは委員が学校教育とか社会教育とか、あるいは家庭の関係とか、学識関係者というふうになっています。これはこういう方々を教育委員会が嘱託、委嘱するということなのですけれども、いわば町民が公民館の運営にもかかわるといふか、そういった点で大事な点だと思うのです。

もちろん指定管理という枠組み、今後想定されている中での改正、改定なわけですけれども、そうすると、そのところのこの現8条事項にかかわるものというのは、どういうふうに保障されるのかということなのです。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

現行の第8条、公民館運営審議会につきましては、これまでの規定ではうたっていたところですが、現在、実情を申し上げますと、必置規定ではなくなった、地方自治法の改正に伴いましてですけれども、置くことができる規定になったところでした。

それで、この公民館運営審議会については、社会教育委員会議のところで公民館の運営についても、年間計画であったり、実績について評価しながら運営について審議というか、ご協議をいただきながら進めているというところで、社会教育委員会議のほうで担っていただいているというところでした。

それで、これについては規則委任で、規則のほうで定めていこうというふうに考えておりました。

議 長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

進めてよろしいのですか。

（「進行」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

それでは、進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第11、議案第61号、平泉町立図書館設置条例の全部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

それでは、議案書26ページをお開きください。

議案第61号、平泉町立図書館設置条例の全部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

この条例は、（仮称）平泉町社会教育施設の整備に伴い、所要の整備を図ろうとするものです。

参考資料は25ページをお開きください。

議案第61号、平泉町立図書館設置条例の全部を改正する条例新旧対照表となっております。

第1条で、設置について規定しておりまして、町民の教育及び文化の発展に寄与するため、図書館法第10条の規定に基づき、平泉町立図書館を設置する。

第2条で、名称及び位置を規定しております。名称は平泉町立図書館、位置は平泉町平泉字志羅山25番地。

第3条では、管理について、図書館は平泉町教育委員会が管理すると規定しております。

第4条では、事業について、第1条の設置目的を達成するため、図書館法第3条の規定に基づき、次に掲げる事業を行うとして、1、図書資料、視聴覚資料、電子資料、地域行政資料等（以下「図書館資料」という。）の収集、整理及び保存並びにこれらを利用に供する事業、2、読書案内、読書相談、その他図書館資料を利用するための相談に関する事業、3、他の図書館との連絡、協力及び図書館資料の相互貸借に関する事業、4、配本所等の設置及び運営に関する事業、5、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励に関する事業、6、時事に関する情報、参考資料の紹介及び提供に関する事業、7、学校、公民館、読書団体等との連絡及び協力に関する事業、8、前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業。

第5条では、開館時間及び休館日について規定しております。

議案書27ページ裏、参考資料は新旧対照表27ページになります。

別表第5条関係として、午前10時から午後7時まで開館時間、休館日は年末年始及び館内整理日というところに規定しております。

議案書26ページ裏にお戻り願います。

第6条では、指定管理者による管理について、第7条では、指定管理者が行う業務について、第8条では、指定管理者の指定の手續について、第9条では、欠格事由について、第10条では、指定管理者の指定について、第11条では、指定管理者の指定の取り消し等について、第12条では、指定等の公表について、第13条では、管理の基準等について、第14条では、個人情報の取り扱いについて、第15条では、原状回復の義務について、第16条では、損害賠償の義務について、第17条では、補足として、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとそれぞれ規定しております。

附則1、この条例は、令和4年7月1日から施行する。

2、経過措置として、この条例による改正後の平泉町立図書館設置条例の規定は、令和4年7月1日以降について適用し、同日前については、なお従前の例による。

3、準備行為として、指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても第6条から第16条までの規定の例により行うことができると規定しております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

三枚山です。

参考資料25ページ、4条、図書館協議会です。

先ほどの公民館の運営協議会でしたか、あれと同じところなのですが、いずれこれも置くことができるという、できる規定になっておりましたが、やはりこのなぜこういう条項があるのかというところから、先ほど公民館については答弁いただきましたが、同じ立場なのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

図書館の運営につきましても、社会教育委員会議の中で、年間計画、事業実績等について確認をしながら運営について意見をいただいて実施しているというところで、これについては、引き続き同じ対応でいきたいというふうに考えておりました。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

ないようでしたら、進行をいたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第12、議案第69号、平泉町社会教育施設整備事業施設整備契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉教育次長。

教育次長(千葉幸一君)

議案書その2の1ページをお開きください。

議案第69号、平泉町社会教育施設整備事業施設整備契約の締結に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

あとは、参考資料も用意をいただきたいというふうに思います。

契約名、平泉町社会教育施設整備事業施設整備契約。

工事場所、岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山地内。

契約金額、11億1,595万円、消費税及び地方消費税の額を含む。

請負者、平泉町社会教育施設整備事業共同企業体、代表者、岩手県一関市竹山町6番4号、株式会社平野組、代表取締役社長、須田光宏。

平泉町社会教育施設整備事業施設整備契約につきましては、令和元年度から令和3年度までの3カ年の継続費により(仮称)平泉町社会教育施設の設計、工事、工事監理及び建設を行い、引き渡しまでの業務について、平泉町社会教育施設整備事業共同企業体、代表者、株式会社平野組、代表取締役社長、須田光宏と整備契約を締結しようとするものです。

事業者選定につきましては、平泉町社会教育施設整備及び運営事業をDBO方式、公設民営方式により平泉町社会教育施設整備事業者選定委員会を設置し、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定したものです。

株式会社平野組を代表企業とし、株式会社久慈設計及びシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を構成企業とする平野組グループが優先交渉権者として選定をされました。

それでは、議案第69号の参考資料をご覧ください。

平泉町社会教育施設整備事業共同企業体、構成企業についてです。

代表企業は、岩手県一関市竹山町6番4号、株式会社平野組、代表取締役社長、須田光宏、担当業務は建築工事。次に構成企業ですが、岩手県盛岡市紺屋町3番11号、株式会社久慈設計、代表者は代表取締役、久慈竜也、設計、工事監理を担当業務とします。

業務内容としましては、(仮称)平泉町社会教育施設整備設計として、基本設計、実施設計、それから工事監理。

建築業務としましては、次の機能を有した施設の建築工事。公民館、図書館、子育て支援、情報発信、多目的ホール、管理、外構・駐車施設、駐車場、駐輪場までと。

工期につきましては、議決のあった翌日から令和4年3月31日までとなっております。

なお、本議案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(佐藤孝悟君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番、高橋拓生議員。

2番(高橋拓生君)

社会教育施設の用地について、以前、私が質問をしたときに、地権者と交渉中であるということと回答をいただけなかったということなのですが、今計画されています現地は、農協用地、あと3名の民地だと思いますが、現在の進捗状況を教えていただきたいと思います。あと、隣接する共同住宅、アパートは移設計画、移設対象となるのかも伺いたいと思います。

あと、ホームページでも公開されています正面の外観イメージのパース図ですが、景観条例に即していないような形というふうな注記がありますけれども、いつごろ適合した図面ができるのかも教えていただきたいと思います。

以上です。

議長(佐藤孝悟君)

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(八重樫忠郎君)

用地交渉については鋭意進めておるところでしたが、地権者の皆様とはおおむね合意に達しておりまして、年内での契約を進めておると、年内に契約を締結したいということで進めておるところでございます。

アパートにつきましても、このたびの建物等は、今回新設する施設とは一緒に建つことはできませんけれども、非常に環境的には日陰になったりするということがございますので、移転していただきたいということで今、交渉をしております、おおむね合意に達しておるところでございます。

議長(佐藤孝悟君)

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

これから議決をいただき次第、設計について、基本設計に、業者さんには基本設計をお願いすると、その中で基本設計段階から重要構造物デザイン会議等を確認しながら、適合したもので、その後に町民の皆様にはワークショップ等でご意見をいただきながら進めていこうということで計画をしているところですが、具体的な日程の詳細はこれから詰めていきたいというふうに考えておりますが、今年度はいずれ調査設計がありますので、それらを確認して早目に基本設計をまとめていただきたいと思いますというところで考えているところです。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

以前いただいた配付資料によりますと、土地のリース代150万ほどという表記がありますけれども、その内容についてもお聞きしたいのと、あと現在、解体処理とか発掘調査はまだ行われていませんが、令和4年4月のオープンとのことですが、オープンに間に合うのかということをお聞きしたいのと、あと図書館については、余り大きな図書館ではないと思いますが、文化遺産の町にふさわしいような図書館づくりをすべきだと思いますが、その部分についてお聞きしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

土地につきまして、一部リースということで、地権者の方と協議を進めて合意をいただいておりますというところでございます。

単価につきましては、今現在、役場で借りている土地等もございますので、その辺を参考にいたしまして算出いたしまして、単価につきましても、おおむね合意をいただいておりますというところでございます。

予算につきましては、今現在、農協さんのほうでリース契約をしておるということですが、2月までということでしたが、解体のほうは3月に若干ずれ込むということもありますので、3月いっぱいには農協のほうでリースを継続していただくような形で、町といたしましては、新年度予算でリースの予算につきましてははとっていききたいというふうに、確保していききたいというふうに考えておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

工期は、令和4年の3月31日までに引き渡しをいただくまでというふうになっております。この線は絶対譲れないということで、最終点が見えておりますので、それから逆算した形で工程を組んで早目早目の対応をしていきたいというふうに考えておりました。

あとは、図書館の部分ですが、もちろん文化遺産の町、平泉ということもありますので、それらを考慮した形で、その部分、当然配慮して平泉らしさというか、そういうのを十分出せるような形のものというところで考えておりました。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

図書館のことについて補足の説明をさせていただきますが、新しい図書館を建てるというふうなことになりますと、例えば大手の図書流通を一手に担っている大会社もありますが、そういったところが入りますと、全てその会社でもって新しい図書を選定してどっど入れるという形が基本的な考え方のようにありました。

選定委員会の中でもその部分について確認をさせていただきましたが、例えば、私からは大手が全国的な図書物流の中に乗っている図書ではなくて、例えば、地元で地元の方が著作した大手の流れには乗らないような書籍もあると思うのだが、そういったのを入れることは可能かというふうな質問をさせていただきました。

それについては、そのとおり、例えば、平泉かかわりの関連の図書で大手の流れに乗らないようなものについても取り入れていきますということは確約をしていただきましたので、その部分についても配慮はしていただけるだろうというふうに思いますし、これも最終的には確認をしなければならぬのですが、地元の書店、そういったようなところも生かすような形で蔵書を整えていきたいというふうな考えも話されておりましたので、ここは改めてまた確認をして、いわゆる平泉らしさということが見えるような形の蔵書にしていきたいと、図書館にしていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

社会教育施設の契約の締結についてでございますが、今、八重樫課長からご説明のほうをアパートについてもご説明いただきましたが、締結の内容についてはわかりますが、発掘調査、アパートについてはお聞きしましたが、発掘調査はいつごろでしたか、になりますか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

発掘調査につきましては、選定者が決まったことによって施設の配置ができ上がったということで、発掘調査箇所もそこからのスタート、スタートというか、建築場所がどこになるかで発掘の計画も変わってくるということの一つありました。

それで、現段階で今のJAさんの駐輪場側の配置ということになっておりましたので、その部分については、発掘調査をしていかなければならないというところで、年度内着手というか、年

年度内にスタートしたいという計画でございましたが、若干、年度内だけでは終わらないというようなどころもありますので、新しい年度にかけて、建設工事は基本設計、実施設計中に発掘調査まで終わらせてというような流れで、発掘調査については若干ずれ込みがあるというところになっております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

契約についてはいいのですけれども、ご覧のとおり、今後、今は現状では何も動いていない状態でございます、今後の予定についてお話いただきましたけれども、問題は平泉町はもうご存じのとおり発掘調査をしなくてはならないという決まっておりますから、もし万が一、発掘調査して何か出てくるということになれば、こういうこの契約は通らなくなるというか、建てられなくなるわけです。その辺については、どういうふうにお感じしています。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

発掘調査してみて重要遺構とかというお話ですが、調査してみなければわからない部分があります。

ただ、最大限、その配置の中で対応し得る、し得る対応というか、絶対残さなければならない部分のスペースであったり、あとは現状保存で逆にそれをそのスペースを生かしての配置の変更とか、万が一の場合はそういったことも考えながら、いずれあわせて施設の整備は進めていきたいというふうに思っておりました。

議長（佐藤孝悟君）

8 番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

だから、逆でないかと思うのです。発掘調査して初めて現状を見ながら進めていくというのが契約も議会にお願いするというのが現状でございます、大丈夫だ、そこはぬかり田だからという、何だか聞いたことございますけれども、何も出ないのだからというお話ですが、そういう考えでは、逆に若干考え方が甘いなど、こういうふうと思うわけでございますが、今の教育次長からお話されて語尾の部分は聞こえませんでしたけれども、まず了解します。わかりました。

議長（佐藤孝悟君）

そのほか。

11番、寺崎敏子議員。

11 番（寺崎敏子君）

11番、寺崎でございます。

この条例や締結について反対するものではございませんし、今までちょっとその共同体ですつとしてきて、いろいろと説明は受けてきましたけれども、かなりお互いに理解、私たち、私がそ

れを理解するのに難しく、また、当局のほうも初めての試みというような民間活用というところで、かなりここに来るまでに修正がかなりありました。

その修正も今言ったような理由等があるかと思います。今後、実施計画だったり実施していく上で、どんどんと契約者は教育長だということですが、この事業をやるには町長が先頭になってやっていくことだと思いますので、今後、この本当にチェックを入れて間違いのないように、町民の期待に沿えられるような施設ができればというところで、私たちは議決するところがございます。

それで、町長もこの辺のところを今後、計画、実施計画、そして、契約をしていく上での今の心情ということですか、町としてこういうことをするのだという、その試みをひとつ町民に向けてお話ししていただければなというふうに思います。まず、そういうことで、私たちは議決する側の責任もありますので、どうぞ町長からのお話を受けて議決したいと思います。お願いします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

まず、従来この整備に関しましては、本当に町民、そして議会の皆様方にもいろんな角度からお力添えをいただいて今日まで歩んできたところであります。また、町政懇談会等も開きながら、住民の多くの要望等も今回の指示書の中に入れさせていただいて、ここまで至ったところであります。

いずれ、よりよい社会教育施設を整備する上でも、今後は特にこの議決がいただきますと、先ほど次長のほうからもありましたが、今度、形として設計の段階に入ってまいりますので、当然皆さんにお示しする、今度は目に見えた形でお示しすることができますし、従来どおり……

議長（佐藤孝悟君）

町長、もう少し前にマイクを。

町長（青木幸保君）

従来どおり懇切丁寧にご説明を申し上げながらやってまいりますので、どうぞ今後ともなお一層のお力添えを賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

9番です。

この社会教育施設、いよいよ建設に入るわけなのですが、パース図を見ますと真っ平に書かれております。ですが、設計で見ますと、一番低いところに現状の土地の形状からして低いところに建物を建てる形になるように見えますけれども、そうしますと、ハザードマップで当然、あの辺も赤で塗られている地域ですが、50センチでも、60センチで高ければ多少被害が違って来るかもしれませんが、いずれあの駐車場側というか、西側が高い土地形状になっておりますけれども、

どこを基準にしてあの図は書かれているのか、今後どうされるのか、土盛りをして高くするのかどうかということをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

建物の高さ、基準高というご質問でございますが、これから基本設計をやっていく中で設定していくというふうな考え方でおります。現状では、駐車場の敷地に配置をすると。特段、盛り土とかというところでは、現時点では考えていないということになるかというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

ただいまのお話ですと、現状の地盤高でやるとなると、そうしますと、駐車場が東側に配置の予定でございますから、そうしますと東側を削るという形になるのか、それとも段差が生じた状態をつくるつもりなのか、そこら辺の基本方針はどうなっているのですか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

基本的には段差などというのは考えておりませんので、盛り土はしないまでも極力高いほうにあわせる地盤設定にしていければというふうには考えております。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いよいよ契約金額が示されました。いずれこれまでも外観の問題だったり、あるいは平面図等々、いろいろ検討してきたわけでございますが、契約ということになりますと、いよいよこれをあだこうだこれから変更することはできませんが、いずれにしても、町側の要望なり、私たちの希望だつたりを十分に取り入れたものとは思いますが、例えば、どうもこのところ調子悪いなというような部分があらわれたりなんかすることもなきにしもあらずだと思います。

そこで、多分、その契約をして設計変更等々するという話になると、契約金額もさらに契約変更等々が出てくるのではないかと危惧をされますが、そういう変更等々のないようきちっと請負会社と町側の教育委員会の考え方というものを示されたと思いますが、そういう変更等々ないとは思いますが、どうなのでしょう。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

現時点では、まず提案されたものをご提示を申し上げて契約を議決をお願いしているものです。

この中で、基本的には予算的にはこの中で余り、余りというか、変更なしというわけにはいかないと思いますが、予算大幅に増えるようなことはないように、この中で極力対応していただくというか、いくというところで建設を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

増額してくださいともし言われたときに、いや、金がないから泣き寝を入りするかというようなことのないように、きちっとやっていただきたいと思います。

それから、もう一つ心配をされるのは、平泉町にとってこれまでにないほどの大幅な大型事業ということでございますが、今後、財政的な面で心配ないのだというようなひとつ町長の決断をお聞かせをいただいて議決をしたい、このように思います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

これまでも財政シミュレーションも議会にもお示しいたしましたし、そして財政計画等も出ささせていただいておるところであります。さらに健全財政を確保しながら進めてまいりますので、特段のお力添えを賜りたいというふうに思います。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

進めてよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、進行したいと思います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第13、議案第70号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

議案書その2の2ページをお開きください。

議案第70号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

対象施設名、（仮称）平泉町社会教育施設。

施設の所在地、岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山25番地。

指定管理期間、令和4年7月1日から令和7年3月31日まで。

指定者、住所、東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3、団体名、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、代表者名、代表取締役、関口昌太郎。

事業者選定につきましては、平泉町社会教育施設整備及び運営事業をD B O方式、公設民営方式により平泉町社会教育施設整備事業者選定委員会を設置し、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定したものです。

平泉町社会教育施設整備事業に関して、株式会社平野組を代表企業とし、株式会社久慈設計及びシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を構成企業とする平野組グループが優先交渉権者として選定されたことにより、設計建設段階から運営事業者も企業グループとして参画し、施設整備完了後の管理運営について指定管理者として指定をしようとするものでございます。

（仮称）平泉町社会教育施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項及び平泉町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

私、2つほど、一つは民間に委ねるという点では、やはり公の仕事といえますか、公務労働も含めてその重要性というのは、今、震災後、とりわけ重要性が見直されているのかなど。この施設の管理も含めて、社会教育法の中でも図書館協議会の中にたしかありましたね、公がやるのだと、図書館なんかはとありましたと記憶しております。

そういう中でも、完全に全く民間がだめだなどというつもりは毛頭ありませんけれども、いずれ施設ができていて運営されていくという中で、一番心配なのは、私、今、現時点では雇用の問

題といたしますか、今、現在の図書館で臨時職員の方、全てだと思っておりますけれども、やはり資格を持って正規ではないけれども、本当に誇り持って頑張っていると思うのです。恐らく新しい施設ができた場合には、今の仕事を続けたいというふうに思っているだと思っております。

そのときに、その人たちの雇用条件といたしますか、民間に委ねるわけですから民間が決めていくのだと思っております、賃金というのは基本的には。そのときに、ただ、いろいろこの協定の中、協定書の中にも、役場との関係でいろいろ協議するという事は、るるいろいろ書いています。

そのときに、例えば、11名多分、設置予定だというのは聞いています。施設に。そうすると、多分、図書館も今の人たちというのは、そのまま仕事ができるという人数になるのかなと思うのです。その辺はどうなのかということと、問題は雇用条件で、先ほど今度の会計年度のやつで952円という話がありました。

岩手県の最賃が790円ということになっているようではございますけれども、そうすると、その952円なり、もちろんこのこれでやれという話ではないのかもしれませんが、ただ、やっぱりそういった労働条件でしっかりとこちら物を言うという立場に立てるのかどうかということなのです。一つは。

それで、例えばこの協定書の2ページなのではございますけれども、2ページの4条の3ですか、甲は、甲はというのは平泉町です。維持管理、運営業務が民間事業者にとって実施されることを十分に理解しとあるのですよ。この民間事業者によって実施されることを十分に理解してというのは、どういうふうに考えられるのかなということなのです。

一般的に民間だと安上がりということが私は思うわけです。安上りの労働とか、そういった点で、そういったことというのは想定されているのかということなのです。

それから、7ページですか、一方で7ページには、維持管理、運営等業務費というのがあって、甲が平泉町が、乙、このシダックスさんに支払う関係で言うと、各事業年度用予算の範囲内で定めるというのがあると。

その次に、30条です。維持管理、運営等業務費の変更というのがあります。甲は乙に、平泉町がそのシダックスになのですが、やはり維持管理運営期間中に賃金水準及び物価水準の変動があると、そういうときは、いわば協議しながらという変更もすることができるというふうにここになっています。

そういうことからすると、やはりちゃんとやっぱり働いている人には当然のやっぱりその労働条件でというのは当たり前だと思うのですが、その辺はこの7ページの29条の関係とさっき言った民間というところの関係、どういうふうに捉えているのかということが一つです。保障されるのかどうかです。

それから、もう一つ、14ページになりますか、個人情報の管理問題があります。

いろいろ書いてあるのです。それでやっぱり神奈川県庁でしたか、ハードディスクの問題があって、私も個人的に自分のデータをなくして消去してしまっただけで復元ができるのですね。したことがあります、それでやっぱりそういう今の状況に鑑みたときに、情報をちゃんと役場に引き継ぐのだよとか、ありますよね。そういったところがあるのだけれども、その辺は本当にこれで大丈夫なのかという、私もよく専門家ではないのでわからないのですが、この辺が今の状況を考えた

ときに、例えば今、これは引き継ぎがなければデータいけないという部分がありますよね。

ただ、ほら今、ハードディスクなんかは、庁舎内で今現在のそういったパソコンのハードディスクどう処理しているかと、私、承知しておりませんが、役所で全部消去データする、穴あけるのが一番いいのですけれども、そういったことをやっているところもあるようなのです。

いずれそんなことも含めて、それは最終的な処分の問題になるのですけれども、この辺がどうなのかというところなんです。今の状況に合っているのかということなのです。その辺お聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

まず、1点目の現在、図書館に勤務されている方々の雇用というところですが、現在、地元雇用ということで、現在従事中の職員を優先して必要人数を確保しますということで提案を受けていますし、全体で11名というのも今、議員お話しのとおりですので、そこは選定委員会のところでも確認をした事項でございますので、大丈夫というふうに思いますし、完全に守ってもらうように進めていきたいというふうに考えていました。

それから、基本協定の2ページの第4条のところなんです。

これは、甲乙対等な立場でということでの規定だというふうに認識しております。ですので、町側としても、その民間事業者等によって実施するのだよというところを十分理解しというような表現になったものと、いずれ対等な立場でお互いの立場で尊重しながらという審議に基づくものというふうに考えておりました。

それから、7ページの29条のところですが、それから30条ですか、変更ということで、ここの規定も維持管理運営期間中に賃金水準及び物価水準の変動並びにその他やむを得ない事由により合意された運営費が不相当となった場合は変更、双方協議して変更をする、申し出るということで、基本協定としてはやっぱりこういったことも規定しておかなければならないものということで、極端な物価水準の変動であったり、賃金水準の変動等があった場合には、それなりの協議をして対応をしていくもの、べきものというふうに考えております。

それから、指定管理者の個人情報保護規定でございますが、この14ページに書いてありますとおりに、基本協定の14ページですが、平泉町の個人情報保護条例の規定に基づいて、指定管理者であるシダックスも社会教育施設の管理に通じて取り扱う個人情報の保護については、必要な事項を定めて守っていただきますという規定になっておりますので、当然、当然のこととして受けとめておりますし、なお管理については万全を期していただくように、こちらとしても、その都度確認をしながら対応をしていきたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

ちょっとこれはなかなか答えとしては難しいのかもしれませんが、いずれやっぱり雇用者、その雇用されるであろう図書館、新しい社会教育施設で、その労働条件についても、さっき

言ったとおり、本当にちゃんとしっかりとしたやっぱり条件でというほうを求めていくことが必要だというふうに思いますし、それで二、三日前でしたか、ちょうどテレビで二二六事件の首謀者の妹さんが教育は恐ろしいということを言ったのです。それは戦争反対という立場から、そして、自分の兄が純朴な兄がそういったことに加担にしてしまう、そういうその教育が恐ろしいという話だったと思いました。

一方で、実は小学校か何かの発表会の中で、岩淵教育長、隣にいらっしゃったと思うのですが、発表会か何かで子供たちのその発表の場で教育の成果だと言うふうに言ったのを、話したのを私印象深く、教育というのはすばらしいのだと、やはりそういう点で、実はこの社会教育施設、公民館なり図書館の役割というのは、日本の戦後の新しい憲法の中で非常に教育基本法とか大事だと思うのです。

だから、そういう立場に立って、やはり今後いろんな実際、これが決まった暁には協議も具体的にのところもしていくと思うのです。だから、そういう点でどういう立場に立つかというのが非常に大事だと思うのです。だから、その教育の重要性からして、いずれにせよ、そこはしっかりと取り組んでいただきたいということです。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時23分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

議長（佐藤孝悟君）

日程第14、議案第62号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

それでは、議案書29ページをお開きください。

議案第62号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

盛岡市・矢巾町都市計画事業組合は、盛岡市と矢巾町にまたがる岩手流通センターの上水道、下水道、道路緑地の維持管理、都市公園の維持及び体育施設の貸し出しの共同処理をしております。

この組合の上水道、下水道施設は、昭和49年に供用開始をし現在に至っており、老朽化が進んでおりますことから、共同処理を終了し、行政区域境で両自治体の管理運営に移行し、令和2年3月31日をもって組合を解散することから、議案第62号参考資料、28ページの現行欄の下部線「盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合」を改正案欄の下線部のおり削除しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、進行します。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第15、議案第63号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

議案書30ページをお開きください。

議案第63号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

今回の提案は、議案第62号の補足説明の理由から盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が令和2年3月31日をもって岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、職員に係る退職手当の支給に関する事務の共同処理を行うため、総合事務組合に納付した総額から、総合事務組合が盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合への職員に支給した退職手当の総額を控除した額が現在3,600万円あり、現時点で退職手当支給対象職員がいないことから負担金の徴収は行っておらず、今後退職手当の支給予定もなく、この額が負担金超過となっておりますことから、今回そのうち盛岡市持ち分相当額は盛岡市に返還し、矢巾町持ち分については矢巾町に還付することなく組合の台帳上で矢巾町の負担金と退職手当との収支に反映させようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第16、議案第64号、令和元年度平泉町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

議案書31ページをお開きください。

議案第64号、令和元年度平泉町一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、31ページの裏をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額で説明をさせていただきますが、款項同額の場合は、項の補正額で説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

1 款町税、1 項町民税386万6,000円。これは個人の現年課税分の増額でございます。

12款分担金及び負担金、1 項負担金46万8,000円の減。

14款国庫支出金236万1,000円、1 項国庫負担金2,635万2,000円。これには公共土木施設災害復旧事業負担金2,534万6,000円の増額が含まれております。2 項国庫補助金2,399万1,000円の減。これには防災・安全社会資本整備交付金561万6,000円の減額、特別史跡無量光院跡保存修理事業補助金1,063万3,000円の減額、平泉遺跡群発掘調査事業費補助金477万4,000円の減額が含まれております。

15款県支出金、794万3,000円の減、1 項県負担金50万3,000円、2 項県補助金865万6,000円の減。これには特別史跡無量光院跡保存修理事業補助金536万円の減額が含まれております。3 項委託金21万円。

18款繰入金、2 項基金繰入金5,585万1,000円。これには財政調整基金繰入金4,795万1,000円の増額、公共施設等整備基金繰入金700万円の増額が含まれております。

20款諸収入、5 雑入897万3,000円の減。これには発掘調査原因者負担金1,164万6,000円の減額が含まれております。

21款町債、1 項町債2,870万円。これには土木債、道路橋梁改良事業880万円の増額、災害復旧債、公共土木施設災害復旧事業1,990万円の増額が含まれております。

歳入合計補正額7,339万4,000円。

次に、議案書32ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費 3 万9,000円。

2 款総務費1,822万7,000円、1 項総務管理費1,716万3,000円。これには職員退職手当負担金一般職分1,083万4,000円の増額が含まれております。2 項徴税费16万3,000円、3 項戸籍住民基本台帳費64万7,000円、5 項統計調査費25万4,000円。

3 款民生費44万円の減、1 項社会福祉費516万1,000円の減。これには老人保護措置費委託料405万4,000円の減額が含まれております。2 項児童福祉費472万1,000円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費173万円。

6 款農林水産業費1,280万7,000円、1 項農業費1,226万3,000円。これには農業集落排水事業特別会計繰出金666万8,000円の増額が含まれております。2 項林業費54万4,000円。

7 款商工費、1 項商工費60万3,000円。

8 款土木費816万3,000円、1 項土木管理費7万8,000円、2 項道路橋梁費906万1,000円。これには町道宿1号線工事費1,540万円の増額、平泉スマートインターチェンジ整備工事費1,530万5,000円の減額、平泉町スマートインターチェンジ整備負担金1,710万5,000円の増額、橋梁修繕工事費856万4,000円の減額が含まれております。4 項都市計画費126万4,000円の減。5 項住宅費28万8,000円。

9 款消防費、1 項消防費138万1,000円。

次に、32ページの裏をお開きください。

10 款教育費2,178万9,000円の減、1 項教育総務費145万6,000円、2 項小学校費104万8,000円の減、3 項中学校費45万1,000円、4 項幼稚園費154万4,000円、5 項社会教育費2,424万7,000円の減。これには発掘作業員賃金1,404万円の減額、無量光院跡復元整備工事費1,040万円の減額、測量調査設計業務委託料726万円の増額が含まれております。6 項保健体育費5万5,000円。

11 款災害復旧費、1 項土木施設災害復旧費5,267万3,000円。これには測量設計業務委託料補助分930万円の増額、災害復旧工事費補助分3,800万円の増額、災害復旧工事費単独分680万円の増額が含まれております。

歳出合計補正額7,339万4,000円。

次に、議案書33ページをお開きください。

第2表継続費補正の説明をさせていただきます。

変更でございまして、10 款教育費、5 項社会教育費の社会教育施設整備費の総額11億2,959万2,000円を11億1,595万円に、年割額の令和元年度の550万円を1,276万円に、令和2年度の7,127万2,000円を1億2,050万5,000円に、令和3年度の10億5,282万円を9億8,268万5,000円に変更しようとするものでございます。

次に、議案書33ページの裏をお開きください。

地方債補正の説明をさせていただきます。

追加と変更でございまして、はじめに追加を説明させていただきます。

起債の目的、公共土木施設災害復旧事業、限度額1,990万円、起債の方法、証書借入または証券発行。利率3.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものとするものでございます。

次に、変更を説明させていただきます。

道路橋梁改良事業の限度額 3 億 4,510 万円を 3 億 5,390 万円に変更しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更前と同様でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

2 番、高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

41ページの7款商工費の19節負担金、補助金及び交付金というところですが、取引支援促進事業補助金は、展示会等の負担金、補助金だと思いますが、当初予算では60万ということでしたので、20万円の限度から3社の方が使ったのだと思いますが、それについてお伺いしたいと思いません。40万というのは2社分に相当するのかということをお聞きしたいと思いません。

続きまして、46ページ裏の10款教育費の19節負担金、補助金及び交付金ですが、一番上の全国大会出場補助金等の内容についてお聞きしたいのと、その下の2つの総合型地域スポーツクラブ活動補助金が15万減額で、育成補助金が10万ということですが、それについて教えていただきたいと思いません。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

41ページの7款の2目の商工業振興費の19節、取引支援促進事業費補助金の40万円の補正でございますが、今議員おっしゃるとおり、当初で3件分の60万円を予算措置していたところです。既に3件の業者から満額に近い形で申請が出されておまして、もう既に出店されて取引などを行っているところもございます。

その後、あと2社ほど申請をしたいというようなこととお話を伺っておまして、今回補正をするもので、2社分ということで40万円の補正をさせていただきたく提案をさせていただいたところです。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

46ページ裏の教育費の保健体育総務費、19節負担金、補助及び交付金の1つ目が全国体育大会出場等補助金10万5,000円。これにつきましては、少年軟式野球6年生選抜大会、ことしも出場をするということでの補助金になっております。

それから、下の総合型地域スポーツクラブ活動補助金と育成補助金の関係ですが、当初、今年度設立までこぎつけて活動を補助しようと考えておりましたが、t o t o助成の関係もありまし

たし、あとは県体協との協議等も指導もいただきながら、t o t o助成金を有効に活用したスポーツクラブの創設事業というのがあると、それについては、活動、総合型スポーツクラブ設立前から、設立前からt o t oとの協議をしながら活動していった、設立をしてという手順があったので、今年度なかなか設立までは至らないというところもありましたし、あとは詳細、さらに詰めながらということもありましたので、今年度は育成補助金として育成をしながら、設立に向けて支援をしていこうということで10万円を計上したものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

41ページの取引支援促進事業の補助金ですが、昨年度もあったのですが、昨年度と引き続き同じ事業者が使っているのかということと、当然ことしの消化した3社と新しい2社分はまた別の会社でなくてはならないのかということをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

昨年度、この取引支援の補助を使った業者につきましては、今年度においても申請が可能となっております。また、実績におきましては、今年度同じ業者が補正をとってまた同じ業者がいくということはありませんで、年度内に1回というところで申請をいただいているところです。以上です。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございますか。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

45ページの裏、教育費の中の文化財調査整備費の中の7節、賃金の発掘調査員賃金が結構な額、1,400万ほど減額になっておりますが、これは予定がどういう形で減額になった理由についてお聞かせください。

それと、46ページの同じ5目の中の15節無量光院跡復元整備工事費の1,040万円の減額についても、この2点の減額の理由についてお知らせをお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉登君）

45ページ裏の7節賃金の減額でございますが、まず当初予算では、発掘調査の経費につきまして、例えば国庫補助であれば前年度に文化庁のほうに事業計画を出しておりますが、実際にその事業計画どおりにまず交付決定は来ておりません。ただ、当初予算では、こちらのほうの事業計画の予算で当初予算を組んでおります。

今回、それぞれの国庫補助事業の発掘調査の執行状況、見通し等がつかまりましたので、今回精査

して減額したというところでございます。

また、町内で建設が予定されていましたが店舗の発掘調査、こちらのほうが店舗建設のほうが中止ということになりまして、それが9月27日付の店舗建設に係る所有者との契約解除があったということで、ちょっと9月会議には間に合いませんでしたので、今回そのあたりのほうを精査しての減額ということになります。

それから、46ページ、15節の工事請負費の無量光院跡復元整備工事費の減額でございますが、先ほどちょっと話しましたが、実際には、交付決定が当初計画の6割程度しか来ていないということになります。そのあたりで交付決定の事業費の中で発掘調査の経費であったり、整備工事費であったり、さまざまな科目があるわけなのですが、どうしても削られないところでございます。

それで最終的には、復元整備の工事費のほうを整備面積等を調整しながら、交付決定の額に合わせた事業費ということで調整していると、今回、そのための減額ということになります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

11番、寺崎です。

39ページの裏、民生費でございます。

児童福祉施設費の中の23節子ども・子育て支援金国庫返還金というのでかなり金額が大きいのですが、この内容について説明していただきたいと思えます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

3款2項4目の児童福祉施設費の23節の償還金、利子及び割引料の子ども・子育て支援交付金国庫返還金150万9,000円の減額した支出の分でございますが、これは平成30年、この事業の平成30年度の実績に伴う返還金となっておりまして、中身につきましては、放課後児童健全育成事業が20万6,000円増えておりますし、あとは地域子育て支援拠点事業が100万8,000円の減額となっております。

あとは、これはあとは病児保育事業が73万円の減、あとは乳児家庭全戸家庭訪問事業が6,000円の増、一時預かり事業が1万7,000円の増となっております、これらの事業を精算いたしまして、平成30年度の実績ということで補助金を多くもらっておりますので、その分を国のほうに返すということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

そうなりますと、需要がなくて返還になるのか、何か今このところ私たちも委員会の中でい

いろいろと調査しているのですが、その辺のところを町民に対しての需要がなくてこういうふうになっているのか、全くその事業が活発にできなかったのかというところを詳しく。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

一番の減額になりました地域子育て支援拠点事業につきましては、100万8,000円減額になっておりますが、これはそこに臨時さんが行っているわけですが、その方の人件費が安くなったということでございますので、需要がなくなったというわけではなくて、その人件費が安く100万8,000円ほど低くなったと、申請額より実績のほうが少なくなったということでございますし、あとは、病児保育事業が73万円の減でございますが、これも平泉保育所のほうに看護師を見込んでいたわけですが、これも需要そのものはそんなに少なくなったわけではなくて、そこに勤めている、そこに行っている看護師さんを当初2人見込んでいたわけですが、1人の看護師さんということでございましたので、その分が減ったということでございますので、総体的にはそういった賃金の減額でございまして、需要そのものが減ったというものではございません。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

そうすると、需要があるけれども職員がいないということの解釈でいいのですか。今の説明だと、ちょっともう少し。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

実際、当初見込んでいた賃金より実績が少なくなったということでございますので、その対応する人がいないというわけではなくて、単価も単価が安くなったということでございますし、当初見込んでいた例えば看護師さんが2人見込んでいたのですけれども、1人で大丈夫だということで対応させていただいております。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

町債の関係で、土木債で880万、道路橋梁改良費として計上されておりますが、それは……

議長（佐藤孝悟君）

何ページですか。

9番（佐々木雄一君）

失礼しました。36ページにございます町債についてでございますが、これの支出の部分で42ページ見ますと、橋梁維持費のところにはそれらの金額が見当たらないのですが、これはどこに使

う、どの橋に使うのかお知らせ願いたいと思いますし、42ページにございます道路新設改良費における15節工事請負費の平泉スマートインターチェンジ整備工事費で1,530万5,000円減額になっておりますが、当初見込みと何が違ったのか、契約がこれほど減額して契約になったのか、その内訳をお知らせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

まず最初でございますけれども、町債、36ページの土木債880万の増、3目土木債、1節道路債880万ですけれども、この内訳は、まず一つは町道の宿1号線の工事費の増に伴い、工事請負費の増伴いまして1,200万ほど増えております。

そして、今度は橋梁のほうですけれども、42ページの4目の工事請負費で橋梁修繕工事減額856万4,000円とございます。このうちの起債の分が410万減っております。差し引きして880万の増額ということになっております。

宿1号線は、当初計画230メートルの延長が300メートルということで、3割ほど増えたということで工事費が上がっているというところでございます。

42ページの8款2項の3目の道路改良の15節の内訳、説明にありますように、町道宿1号線で1,540万が増額になっているということです。延長増によるものです。

あと、その2つ下の平泉スマートインターチェンジ1,530万5,000円の減額とありますけれども、こちらはその節で言えば19節の負担金、補助及び交付金で、1,710万5,000円増額になっております。こちらのスマートインターチェンジ工事のネクスコへの負担金の部分でございまして、今までの事業進捗、契約状況等を加味して、今年度ちょっと増額していると。

7月議会で2,200万、2,300万近く減額したのですけれども、ネクスコのほうで精査した結果、やはりあと1,700万必要であったということですので、スマートインターチェンジの15節の工事のほうから回してきていると。

あとは、15節の一番下の佐野原祇園線の工事の100万円、こちらまだ未発注ですのでこちらを回して手当てをしているということでございます。ネクスコのスマートインターチェンジ工事の負担金の増額に伴って、中で調整をかけているということでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

ないようでしたら、進めてよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、進めたいと思います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第17、議案第65号、令和元年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長(千葉多嘉男君)

議案第65号、令和元年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の補足説明をさせていただきます。

議案書49ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので、項の補正額でご説明いたします。

歳入、8款国庫支出金、1項国庫補助金14万円の増。国保システム改修に係る事業補助金の増額でございます。

歳入合計補正額14万の増でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費14万1,000円の増。国保システム改修に係る委託料の増でございます。

6款基金積立、1項基金積立2万9,000円の減。財政調整基金積立金の減額でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金2万8,000円の増。一般被保険者第三者納付金返還金の増額でございます。

歳出合計補正額14万円の増でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長(佐藤孝悟君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第18、議案第66号、令和元年度平泉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長(菅原英明君)

それでは、議案書52ページでございます。

議案第66号、令和元年度平泉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について補足説明をさせていただきます。

それでは、52ページの裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。款項同額でございますので、項の補正額でご説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金126万4,000円の減。

6款諸収入、2項雑入75万6,000円。

歳入合計50万8,000円の減。

次に、歳出でございます。

1款下水道事業費、1項下水道事業費32万6,000円。

2款公債費、1項公債費83万4,000円の減。

歳出合計50万8,000円の減です。

今回の補正は、主に起債償還額が確定したことによる公債費の補正でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(佐藤孝悟君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

下水道事業についてですが、下水道法で工事後に加入しなければならないという法律、たしかあったと思うのですが、それは何年だったでしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

下水道への接続ということでございますけれども、法律では一応、水洗化工事というのですけれども、くみ取りのトイレで3年以内ということが決まっております。

あとは、その流し、その他の流しとか、浴室、雑排水は、それより短い期間だったと思いますけれども、いずれわかりやすいように3年以内には水洗化をお願いしているところでございます。そういうふうに決まっておるものでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

それが実行されていないというのは、もう既に30年以上経過しておるわけですが、負担金も多額な公債費を投入して建設したそのシステムを加入していない、本当であれば3年以内に水洗化をしなければならないのをただ見過ごしてきている現実の中で、今後それらの促進について何か方法として考えていることはございませんか。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

水洗化の方法ということでございますけれども、まず3年以内ということでお願いしてきていますけれども、実情といたしまして、なかなか経済的な理由とか、あとは高齢者の単身とかお二人暮らしとかということで、なかなか進まない部分も多いところでございます。

しかし、建築確認をとるような家屋の改造とか、そういう場合には水洗化が義務づけられておりますので、その部分では水洗化しなければ建築許可がおりないというような手続にもなっております。

それでもなかなか整備は遅れておるのでございますけれども、補助的なものというのは水洗化の中の改造資金の利子補給とかあるのですけれども、今ではちょっと金利が低くてなかなかそういうのも有効に生かしていないのかなというところもあるように思います。

いずれ、今後とも何かの機会に、水洗化率も80%ぐらいになっているのだと思いますので、その限られた人なので何かの機会を見て、そういう方々にPRはしていきたいと思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

ある人から言われたのですが、自分のところは水洗化してそれなりに気をつけているつもりでも、していない人のほうが悪臭を放していると。同じエリアで3年以内に水洗化という法律上はありますが、罰則がないがゆえにそのまま放置している。そして、それを30年も放置しているということが本当にいいのかどうかと。

これだけの莫大な資財を投じてこういう下水システムをつくっているわけでありますから、もう少しそこら辺の促進、30年たったらほとんど家を建てかえるとか、そういうふうになるものだと思っていたのですが、なかなかそうになっていないという現実があります。

ですから、もう少しこれらの促進をしていかないと、いつまでも負担金も入ってきませんし、それだけの公債費の負担、利子負担等も実質的には出ているわけですから、それらの促進方、もう一度課長の説明をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

せっかくある施設です。環境整備のため公共用水域の水質向上、そういうものを最終的な目的としている施設でございますので、今後ともそういう方々とどういものが障害になっているのか、いろいろお話もお聞きしながら、どのようにしていくか今後考えていきたいと思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

それでは、進行したいと思います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第19、議案第67号、令和元年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

それでは、議案書56ページでございます。

議案第67号、令和元年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

それでは、56ページの裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正で説明させていただきます。款項同額でございますので、項の補正額でご説明いたします。

はじめに、歳入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金666万8,000円。

歳入合計666万8,000円。

次に、歳出でございます。

2款公債費、1項公債費33万2,000円の減。

3款予備費、1項予備費700万円。

歳出合計666万8,000円。

今回の補正は、主に公営企業会計に移行するための引き継ぎ金として予備費を補正するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第20、議案第68号、令和元年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

それでは、議案書58ページでございます。

議案第68号、令和元年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

59ページをお開きください。

令和元年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書。

収益的収入及び支出でございます。項目同額の場合は、目の補正額でご説明をいたします。

支出でございます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費100万円、2 目配水及び給水費300万円、4 目業務費42万9,000円、5 目総経費10万2,000円、2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費70万円の減。

2 款簡易水道事業費用、1 項営業費用、2 目配水及び給水費118万7,000円の減、4 目業務費42万9,000円、5 目総経費11万7,000円、2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費100万円の減。

支出合計219万円。

次のページになります。

資本的収入及び支出でございます。

最初に、収入でございます。

1 款水道事業費資本的収入、3 項出資金、1 目出資金7万2,000円の減。

収入合計7万2,000円の減。

支出でございます。

1 款水道事業資本的支出、1 項建設改良費、1 目一般改良事業費661万7,000円。

2 款簡易水道事業資本的支出、1 項建設改良費、1 目一般改良事業費3万2,000円。

支出合計664万9,000円。

今回の補正は、主に漏水修理費の増額並びに浄水場の機器整備による補正でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐藤孝悟君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時13分

再開 午後 4時15分

議長 (佐藤孝悟君)

再開いたします。

お諮りします。

升沢博子議員外4人から発議第3号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

発議第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

議長 (佐藤孝悟君)

追加日程第1、発議第3号、私学助成の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

7番、升沢博子議員。

7番 (升沢博子君)

7番、升沢です。

それでは、発議第3号、平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

提出者、平泉町議会議員、升沢博子。賛成者、同じく平泉町議会議員、真竈光幸、同じく寺崎

敏子、同じく三枚山光裕、同じく氷室裕史。

私学助成の充実を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

ページをめくってください。

私学助成の充実を求める意見書（案）。

私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。

現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当りにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。

こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。

「少子化」が進む中で、公立・私立を問わず学校存立の危機がどの市町村でも迫っています。

よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望します。

過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年12月12日、岩手県平泉町議会。

意見書提出先。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事。

以上、審議をよろしくお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから発議第3号、私学助成の充実を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 多 数）

議 長（佐藤孝悟君）

起立多数です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で、本定例会12月会議に付議された全ての議案が議了しました。

閉議の宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、令和元年平泉町議会定例会12月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

閉議 午後 4時20分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 阿部 圭 二

同 三枚山 光 裕